

コンテンツビジネス改革に関する 民間・関係各府省の取組について

2 0 0 7 年 3 月

知的財産戦略推進事務局

目次

はじめに-----	1
1．ユーザー大国を実現する-----	2
2．クリエイター大国を実現する-----	24
3．ビジネス大国を実現する-----	76
4．改革のロードマップを実現する-----	124
5．コンテンツ促進法を的確に運用する-----	126

はじめに

- コンテンツ専門調査会では、コンテンツビジネスを、我が国経済の牽引役とするとともに、いわゆる「ソフトパワー」として海外における我が国のイメージ向上に大きな役割を果たすものとするべく、2004年4月に「コンテンツビジネス振興政策」をとりまとめた。
- コンテンツビジネス振興政策では、業界の近代化・合理化の支援など3つの目標と10の改革を示すとともに、2004年度から2006年度までの3年間を集中的に施策を実施する「集中改革期間」として設定し、官民あげた取組を推進してきた。
- この「コンテンツビジネス改革に関する民間・関係各府省の取組について」は、民間、政府のこれまでの取組をまとめて記載したものである。

分野	<p>1. ユーザー大国を実現する</p> <p>(1) IPマルチキャスト放送の積極的活用を図る</p>
政策項目	<p>2011年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現することを目指して、IPマルチキャスト方式により地上放送を同時再送信することについて、著作権法上「有線放送」と同様の取扱いにするため、2006年度中のできるだけ早い国会に著作権法の改正案を提出するとともに、放送法制についてもこれに伴い必要な措置を速やかに講ずる。また、IPマルチキャスト方式による自主放送の取扱いを含め、今後の通信・放送の融合や技術革新の状況に柔軟に対応するための放送法制や著作権法などの関連法制の在り方については、関係省庁間の連携の下、引き続き検討を行い必要な措置を講ずる。これらの措置を行うに際しては、クリエイターに十分な報酬が支払われるよう配慮する。</p> <p>2006年度から、IPマルチキャスト放送事業者自らが魅力的な放送コンテンツを創り、クリエイターに新たな創作チャンスを与えるよう促す。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、2006年3月に提言「知的財産推進計画2006の策定に向けて」、同年6月に「平成18年度日本経団連規制改革要望」をとりまとめ、IPマルチキャスト方式による地上放送の同時再送信に関する著作権法上の位置付けの明確化を提言した。 ・ デジタルコンテンツ協会において、通信・放送の融合サービスの合法性をめぐる争われた事件（選録見取事件、録画ネット事件、まねきTV事件）に関し、それらのサービスの仕組み及び裁判所決定の異同につき調査研究を行った。 ・ 日本芸能実演家団体協議会・CPRAにおいて、従来からレコード実演に関する放送利用について集中管理を行っているが、放送実演を含めたIPマルチキャスト放送による同時再送信のほか、番組販売、ネット利用についての集中管理体制を整備した。 ・ 日本レコード協会において、従来からレコードの放送利用について集中管理を行っているが、IPマルチキャスト放送による同時再送信のほか、レコードのネット利用についての集中管理体制を整備した。 	

- ・ 民間事業者において、IPプラットフォームへのリニアの配信や、IPマルチキャスト方式による同時再送信で協力する企業とのアライアンス体制の整備、IPTV事業が本格化している欧米の情報収集・検証などを行った。

(政府)

- ・ IPマルチキャスト方式による自主放送の取扱い等について、情報通信審議会において検討を開始した。(総務省)
- ・ 2006年の文化審議会著作権分科会において、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について検討を行い、8月に同分科会として報告書を取りまとめた。
- ・ IPマルチキャスト放送による「放送の同時再送信」について、著作権法上の有線放送と同様の取扱いとする著作権法改正法が2006年臨時国会において成立した。
- ・ 著作権法改正法の施行(2007年1月11日)に合わせて、IPマルチキャストによる放送の同時再送信が実施される予定であったところから、権利者団体とIPマルチキャスト事業者の使用料等の交渉が円滑に行われるように、両者の意見調整をする等、支援を行った。(文部科学省)
- ・ 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(IPマルチキャスト放送及び罰則・取締関係)報告書」を踏まえて、IPマルチキャストの同時再送信に係る著作権契約のあり方について、関係団体等との意見交換を実施しつつ、ネット上のビジネスマーケットを通じたクリエイターの創作チャンスのあり方について、IPマルチキャスト放送事業者と意見交換を行った。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ デジタルコンテンツ協会において、通信・放送融合サービスの仕組みおよび裁判所決定の異同に関する調査研究をとりまとめる。
- ・ 日本レコード協会、芸団協CPRAにおいて、放送実演およびレコード実演に関する著作権等集中管理を推進する。
- ・ 民間事業者において、著作権法の改正状況等を勘案しつつ、必要な取組みを進める。

(政府)

- 引き続き検討を行い、IPマルチキャスト放送による自主放送の取扱い等について、2007年7月を目処にとりまとめを実施する。(総務省)
- 引き続き、権利者団体とIPマルチキャスト放送事業者の使用料等に関する協議が円滑に進むように支援する。
- IPマルチキャスト放送における自主番組の制作促進について支援する。
- IPマルチキャスト放送における自主放送に関する著作権法上の課題について、必要に応じ、検討を行う。(文部科学省)
- 引き続き、クリエイターやIPマルチキャスト放送事業者と意見交換を行い、検討を進める。(経済産業省)

分野	<p>1. ユーザー大国を実現する</p> <p>(2) ユーザーに配慮したプロテクションシステムを採用する</p>
政策項目	<p>a) 地上デジタル放送に関わる、いわゆる「コピーワンス」ルールの見直しに代表されるように、一定の枠組みにおける電波利用方式の設定・実施、放送関連機器・システムの規格・運用に関わるプロテクションシステムの設定は、事実上利用に当たっての制約になる可能性がある。したがって、こうしたプロテクションシステムの設定について、行政としても、本年度中も引き続き、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、その検討プロセスを公開し、その透明化を図ることによりシステム間の競争を促進するとともに、あわせて、その透明、競争的かつ継続的な見直しプロセスの在り方についても検討し、2006年中に結論を得る。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、「デジタルコンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」に委員として参加することや、地上波デジタル放送でのサイマルについては、既存のアナログ地上波の一部としての販売などを行っている。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上デジタル放送に関わる「コピーワンス」については、2004年より情報通信審議会において機器メーカー、放送事業者、視聴者、流通業者等を交え検討を行い、第2次中間答申(2005年7月)、第3次中間答申(2006年8月)をとりまとめた。(総務省) ・ 情報通信審議会情報通信政策部会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」及び同審議会情報政策部会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討会」にオブザーバーとして出席し、審議の促進に協力するとともに、関係権利者団体等と意見交換を行った。(文部科学省) ・ 放送受信機器におけるコピー制御のあり方について、機器メーカー等の関係者と検討を行った。また、2006年6月9日に取りまとめられた「新経済成長戦略」においても、「地上デジタル放送に関する「コピーワンス」の見直しなど、放送通信関連機器の規格・運用の決定プロセスについて、透明性向 	

上、競争促進の観点から、抜本的に見直しすべきとの考え方を示した。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・関係団体・民間事業者において、政府の検討に適宜協力する。

(政府)

- ・地上デジタル放送等におけるコピー制御について、引き続き、関係者間で検討を行う。(総務省)
- ・引き続き、情報通信審議会情報政策部会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討会」にオブザーバーとして出席し、審議の促進に協力するとともに、関係権利者団体間の意見の集約等を支援する。(文部科学省)
- ・引き続き、電子情報技術産業協会等の関係者と検討を行っていく。(経済産業省)

分野	1 . ユーザー大国を実現する (2) ユーザーに配慮したプロテクションシステムを採用する
政策項目	b) 民間事業者においてプロテクションシステムを検討する場合は、過去の失敗例に学び、ユーザーの利便に配慮するよう奨励する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、2004年10月、エンターテインメント・コンテンツ関係者連携に関する懇談会を設置し、デジタル化・ネットワーク化時代における新たなビジネスモデル構築に向け、ソフト・ハード・キャリアが協力して取り組むべき課題について検討を行った。2006年3月、「エンターテインメント・コンテンツ関係者の戦略的コラボレーションに向けて」と題する報告書を取りまとめた。 ・ 民間事業者において、社団法人地上デジタル放送推進協会や社団法人 BS デジタル放送推進協会にて、ホームネットワークおよび各種メディアでデジタル放送番組を利用できるようにするための技術導入の検討に参加した。ホームネットワーク上のコンテンツ保護方式、次世代ディスクでのコンテンツ保護方式など、複数の方式の運用規定を追加した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信審議会情報通信政策部会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」及び同審議会情報政策部会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討会」にオブザーバーとして出席し、審議の促進に協力するとともに、関係権利者団体等と意見交換を行った。(文部科学省) ・ 放送受信機器におけるコピー制御のあり方について、機器メーカー等の関係者と検討を行った。また、2006年6月9日に取りまとめられた「新経済成長戦略」においても、「地上デジタル放送に関する「コピーワンス」の見直しなど、放送通信関連機器の規格・運用の決定プロセスについて、透明性向上、競争促進の観点から、抜本的に見直しすべきとの考え方を示した。(経済産業省) <p>今後の取組</p>	

(民間)

- ・ 関係団体・民間事業者において、プロテクションシステムを検討する場合は、過去の事例や、ユーザーの利便等にも配慮するよう努める。

(政府)

- ・ 引き続き、情報通信審議会情報政策部会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討会」にオブザーバーとして出席し、審議の促進に協力するとともに、関係権利者団体間の意見の集約等を支援する。(文部科学省)
- ・ 引き続き、電子情報技術産業協会等の関係者と検討を行っていく。(経済産業省)

分野	<p>1. ユーザー大国を実現する</p> <p>(3) 弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する</p>
政策項目	<p>2006年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励し、その実績を公表する。</p>
<p><取組・施策の内容及び実施予定></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本書籍出版協会において、年2回、ネット謝恩価格本フェアを実施し、定価の50%での販売を行い、参加出版社は82社に上った(第5回)。 ・ 日本レコード協会及び民間事業者において、時限再販期間の6ヶ月への短縮に積極的に取り組んだ結果、2004年度末における再販期間6ヶ月のCD出荷数量割合は、邦楽アルバム82%、同シングル92%、洋楽アルバム98%、同シングル100%に達した。 ・ 民間事業者において、謝恩価格本や非再販本の常設店が設置された。 ・ 民間事業者において、再販対象商品と非対象商品のセット商品(CDとDVD、書籍とCD-ROM、DVD等)の販売展開を行った。 ・ 民間事業者において、従前より弾力的な価格設定、再販価格維持期間の短縮等に積極的に取り組んでいる。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係業界における著作物再販制度の弾力化の取組等、著作物の流通についての意見交換を行うため「著作物再販協議会」(第3回～第6回)を開催し、非再販商品の発行・流通の拡大及び価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請し、実績を公表した。 ・ また、「音楽用CD等の流通に関する懇談会」(第1回～第3回)を開催し、著作権法改正によって2005年1月から導入された音楽レコードの還流防止措置の運用状況等について検証を行うとともに、音楽用CD等の再販売価格維持制度の下での市場の動向や業界における弾力運用の取組状況、音楽用CD等の価格変化等についての検証を通じて、同制度の運用実態やその効果等の検証を行い、国内市場における競争や消費者利益に与える影響について意見交換を行った。(公正取引委員会) 	

- ・ 関係団体等との意見交換を実施した。(文部科学省)
- ・ 関係団体等との間で、音楽CD等の時限再販運用弾力化(例:時限再販期間の短縮等)の状況について意見交換等を行った。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 関係団体・民間事業者において、非再販品の発行流通の拡大および価格設定の多様化に引き続き努める。

(政府)

- ・ 引き続き関係業界における再販制度の更なる弾力運用を奨励する。(公正取引委員会)
- ・ 必要に応じ、関係団体等との意見交換を実施する。(関係府省)

分野	<p>1. ユーザー大国を実現する</p> <p>(3) 音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する</p>
政策項目	<p>ユーザーがコンテンツを選ぶ際に、価格についても幅広い選択肢の中から選ぶことができるよう、2006年度において、音楽用CDについては再販売価格維持制度の運用実態と効果を検証し、必要に応じてより効果的な方途を検討し対応する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p>	
<p>集中改革期間における取組実績</p>	
<p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本レコード協会及び民間事業者において、時限再販期間の6ヶ月への短縮に積極的に取り組んだ結果、2004年度末における再販期間6ヶ月のCD出荷数量割合は、邦楽アルバム82%、同シングル92%、洋楽アルバム98%、同シングル100%に達した。 ・ 民間事業者において、再販対象商品と非対象商品のセット商品(CDとDVD、書籍とCD-ROM、DVD等)の販売展開を行った。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CD業界を含む関係業界における著作物再販制度の弾力化の取組等、著作物の流通についての意見交換を行うため「著作物再販協議会」(第3回～第6回)を開催し、非再販商品の発行・流通の拡大及び価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請し、実績を公表した。 ・ また、「音楽用CD等の流通に関する懇談会(第3回)」を開催し、2005年1月から導入された音楽レコードの還流防止措置の運用状況等について検証を行うとともに、音楽用CD等の再販売価格維持制度の下での市場の動向や業界における弾力運用の取組状況、音楽用CDの価格変化等についての検証を通じて、同制度の運用実態やその効果等の検証を行い、国内市場における競争や消費者利益に与える影響等について意見交換を行った。(公正取引委員会) ・ 関係団体等との意見交換を実施した。(文部科学省) ・ 関係団体等との間で、音楽CD等の時限再販運用弾力化(例：時限再販期間の短縮等)の状況について意見交換等を行った。(経済産業省) 	

今後の取組

(民間)

- ・ 関係団体・民間事業者において、再販売価格維持制度の運用実態と効果の検証に必要な協力を行う。

(政府)

- ・ 関係団体等との意見交換を行っていく。(関係府省)

分野	1. ユーザー大国を実現する (4) アーカイブ化を促進し、その活用を図る
政策項目	2006年度も引き続き、NHKアーカイブスや民間放送事業者等の保有する放送番組などの活用が図られるよう、関係者間の合意や過去の放送番組の二次利用に関する権利処理に係る取組を促す。また、放送番組センターや東京国立近代美術館フィルムセンターの機能の充実を図るとともに、漫画やアニメ関係資料、写真の収集保存について、地域・民間等での取組に協力する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 >	
集中改革期間における取組実績	
<p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、利用者団体協議会で2003年7月以来、著作権関係団体との間で協議を続けてきた結果、2005年3月に放送局制作のテレビドラマ番組をストリーム配信する場合をモデルとした料率について合意した。 ・ 日本芸能実演家団体協議会・CPRAにおいて、従来からレコード実演に関する放送利用について集中管理を行っているが、放送実演を含めたIPマルチキャスト放送による同時再送信のほか、番組販売、ネット利用についての集中管理体制を整備した。 ・ 日本レコード協会において、従来からレコードの放送利用について集中管理を行っているが、IPマルチキャスト放送による同時再送信のほか、レコードのネット利用についての集中管理体制を整備した。 ・ 権利者団体等で構成されるデジタル時代の著作権協議会(CCD)において、著作権契約が円滑に行われることをめざし、権利者所在情報のデータベース化とその活用を図るための調査研究を行った。 ・ 民間事業者において、日本民間放送連盟と各権利者団体間で協定が締結されているものについては規定に準じている。 ・ 民間事業者において、民間放送局が開設したインターネット上での過去の番組配信に際しての音源の使用について、できるだけ協力すべく対応しており、現に行われている。また、日本レコード協会による集中管理の導入に積極的に関与した。 ・ 民間事業者において、自社社所有コンテンツの権利関係の調査・整理を図るとともに作品のデータベースの作成に向けて議論を重ねた。また、日本映画製作者連盟として、日本映画コンテンツデータベースの作成もあわせて検討している。 	

- ・ 民間事業者において、東京国立近代美術館フィルムセンターに 60 作品近くの 35mm プリントを収蔵目的で納入した。
- ・ 民間事業者において、将来をみすえた自社番組のアーカイブ構築に向けて、メディア・アセット・マネジメント・システムのロードマップを作成した。
- ・ 民間事業者において、アニメ関係資料を展示するギャラリーを開設した。

(政府)

- ・ 2004 年度までは、「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」の推進を通じて、放送番組等映像コンテンツの二次利用に係る権利許諾手続の円滑化に向けた汎用メタデータ体系の策定・精緻化、及びメタデータを活用した権利クリアランスの在り方とその有効性について検討を実施してきた。
- ・ 2005 年度は、上記取組成果の幅広い関係者への普及・啓発を目的としたシンポジウムを開催するとともに、残課題への対応を図るべく民間関係者による検討の場(ユビキタスネット流通に向けた権利クリアランス協議会)を組成し、関係者間で過去の放送番組の二次利用に関する権利処理手続きについて確認した。
- ・ 2006 年度には、番組制作会社、権利者団体、放送事業者、配信会社等の民間関係者による放送番組等の映像コンテンツの流通に共通に必要なとされるメタデータを管理するツールの開発を支援した。
- ・ 放送番組センター内に設置された学識経験者、放送事業者等からなる検討会において、放送ライブラリー事業に放送界の財政支援を要請する、平成 21 年度以降は事業を放送ライブラリーに一本化する、等の事業改革方針がまとめられた。(総務省)
- ・ 2004 年に放送番組の二次利用に関する広範な関係者を集め「過去の放送番組の二次利用の促進に関する意見交換会」を開催し、関係者間での議論を促進した。また、この成果を一般に還元するためシンポジウムを開催した。
- ・ 2005 年度より情報通信審議会地上デジタル放送推進に関する検討委員会にオブザーバーとして出席し、検討に協力した。
- ・ 「京都国際マンガミュージアム」等の先進的な取組や漫画・アニメ等の関係団体における取組に対して適切に協力した。
- ・ 東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集・保存等の事業を実施した。
- ・ フィルムセンターの機能の一層の充実策などについては、「フィルムセンターの在り方に関する検討会」において報告を取りまとめた。(文部科学省)

今後の取組

(民間)

- ・ 関係団体・民間事業者において、放送番組の活用に向けた関係者間の合意や過去の放送番組の二次利用に関する権利処理に係る取組を推進する。
- ・ 関係団体・民間事業者において、放送番組センターや東京国立近代美術館フィルムセンターの取組に適宜協力する。
- ・ 関係団体・民間事業者において、政府の支援を得つつ、漫画やアニメ関係資料、写真、歴史的に重要な音楽・音声等の収集保存に努める。

(政府)

- ・ 引き続き、関係者の取組を促進する。
- ・ 引き続き、放送番組センターの機能の充実を図るための検討を行う。(総務省)
- ・ 「京都国際マンガミュージアム」等の先進的な取組や漫画・アニメ等の関係団体における取組に対して適切に協力する。
- ・ 2007年度から、漫画、アニメに関する作品や関連情報を収集し、データベース構築のための調査研究を行う。
- ・ 本報告を踏まえ、引き続き適切に取り組む。
- ・ 引き続き、東京国立近代美術館フィルムセンター事業を実施する。(文部科学省)

分野	1. ユーザー大国を実現する (5) 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する
政策項目)一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、2006年度に「映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)」を設置するなど、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する。
<取組・施策の内容及び実施予定>	
<u>集中改革期間における取組実績</u>	
(民間)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータエンターテインメント協会において、映像コンテンツ倫理連絡会議を開催した。 ・ デジタルコンテンツ協会において、経済産業省における「青少年の健全な育成のためのコンテンツ流通研究会」に参加し、国による規制、地方自治体による規制、コンテンツビジネスに関わる各業界の自主的な取組みに関する調査をサポートした。 ・ 日本レコード協会において、「レコード倫理審査会」を設け、全会員社委員出席の下で、毎月800編以上の邦楽作品全歌詞の検討を行い、特に成長過程にある青少年に影響を与える、麻薬、性描写、差別表現について自主管理を行っている。 ・ 民間事業者において、社内に「コンテンツCSR委員会」を設立し、社会に対して悪影響を及ぼす危険のある映画、あるいは広告宣伝の表現についての議論の場を設けている。 ・ 民間事業者において、日本民間放送連盟の放送基準を遵守し専任部署を置き放送用素材をチェックしている。また、社内の「R指定ソフト取り扱い内規」を制定し青少年への配慮を行っている。 ・ 民間事業者において、従前よりレコード倫理審査会に全ての歌詞を提出して反社会的な歌詞の撲滅に取り組むと共に、ビデオ倫理審査会、映倫管理委員会にも必要に応じて作品を提出し、第三者の目によるチェックを行っている。 ・ 民間事業者において、社内で放送番組制作のガイドラインを作成し、さらに放送法に定められた社外の委員による「放送番組審議会」で検討されている。 ・ 民間事業者において、劇場映画に関しては、映倫規定に従っている。オリジナルビデオ作品に関しては、自主基準においてレーティングを決定する。 ・ 民間事業者において、映倫管理委員会の定める映画倫理規定や、深夜興行に関して、各都道府県および行政単位で定められた「青少年保護育成条例」に 	

則り、青少年の保護、健全育成の精神を遵守している。

- ・ 民間事業者において、コンテンツアドバイスマーク推進協議会に参加。また、2005年7月から2006年7月まで制度検討に参加、運営要領の制定に貢献した。

(政府)

- ・ コンピュータソフトウェア倫理機構との意見交換会を実施し、同機構が改訂予定であった倫理規定について説明を求め、改訂の趣旨等を確認した。
- ・ 家庭におけるフィルタリングソフトの利用を促進するために、広報啓発用リーフレットを作成し、都道府県警察を通じて配布した。
- ・ 非行防止教室等を活用し、フィルタリングシステムの利用促進等、少年とその保護者等を対象とした情報モラルの涵養に努めた。
- ・ 日本複合カフェ協会が運営ガイドラインを改訂するにあたり、青少年対策等に関し、指導助言を行った。(2005年4月～8月)
- ・ 有識者等による「青少年問題調査研究会」を設置し、中学生、高校生及び保護者に対するインターネットの利用などに関するアンケートを実施し、その結果を取りまとめ、「少年のインターネット利用に関する調査研究報告書」として公表した。
- ・ インターネットカフェ事業者等を対象とするシンポジウム「ホームエンターテイメント産業展」において、日本複合カフェ協会の運営ガイドラインに定められた青少年に有害なインターネット上のコンテンツ対策等の措置の徹底等を働き掛けた。
- ・ 有識者等から成る「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」において、携帯電話、ゲーム、子どもを性行為等の対象とするコミック等がもたらす弊害や、その対策の現状と問題点、今後の取組強化の方向性について審議を行い、2006年9月、「携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るために - これまでの審議から - 」を、2006年12月、最終報告書を取りまとめた。(警察庁)
- ・ 2004年10月5日「児童生徒の問題行動対策重点プログラム」を踏まえた取組の推進について業界団体へ文書を発出し、業界による自主的な取組への要請を行った。また、関係団体やNPO等が実施している子どもをめぐるメディアの実態調査や調査研究等の取組の支援を行った。(文部科学省)
- ・ 事業者が中心となって「映像コンテンツ倫理連絡会議」を設置し、審査マークの普及や保護者あるいは教育関係者への効率的な広報手段について検討を行った。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 関係団体において、引き続き映像コンテンツ倫理連絡会議や各ジャンルの倫理審査会を開催し、業界による自主的取組を進める。
- ・ 民間事業者において、引き続きガイドラインの策定、遵守に努める。

(政府)

- ・ 引き続き、青少年がインターネット上の有害情報に触れないための広報啓発を行うとともに、インターネットカフェの実態把握に努めるなど関係業界の自主的取組を支援する。(警察庁)
- ・ 引き続き、業界団体へ自主的措置を要請していくとともに、調査研究等の支援を行う。また、インターネットや携帯についての子ども向けリーフレットを作成・配布する。(文部科学省)
- ・ 引き続き、審査マークの普及広報手段について「映像コンテンツ倫理連絡会議」における事業者を中心とした自主的な取組を促進していく。(経済産業省)

分野	1. ユーザー大国を実現する (5) 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する
政策項目)2006年度中にゲームの対象年齢を表示するレーティング制度の普及等に向けた取組を促進する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータエンターテインメント協会において、2005年7月「18才以上対象」タイトルを18才未満に販売しない自主規制を開始。また、2006年2月のコンピュータエンターテインメントレーティング機構の新制度への移行にともない「Z(18才以上のみ対象)」を18才未満に販売しない自主規制を発表し、5月31日から新旧制度を一本化して対応している。 ・ デジタルコンテンツ協会において、経済産業省における「青少年の健全な育成のためのコンテンツ流通研究会」に参加し、映倫、ビデ倫、CERO、日本広告業協会のレーティングを比較した。また、米国、英国、韓国、欧州連合のレーティング制度の比較調査をサポートした。 ・ 民間事業者において、コンピュータエンターテインメント協会加盟会員の義務と責任において、コンピュータエンターテインメントレーティング機構の定めるレーティング制度に則り商品パッケージ/広報宣伝において年齢区分の明記を進めてきた。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が中心となって「映像コンテンツ倫理連絡会議」を設置し、審査マークの普及や保護者あるいは教育関係者への効率的な広報手段について検討を行った。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータエンターテインメント協会、民間事業者において、レーティング制度の普及等に向けた取組を進める。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、審査マークの普及広報手段について「映像コンテンツ倫理連絡会議」における事業者を中心とした自主的な取組を促進していく。(経済産業省) 	

分野	1. ユーザー大国を実現する (5) 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する
政策項目) インターネット上の違法・有害情報の増大に対処するため、2006年度も引き続き、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよう、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組を支援する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、経済産業省における「青少年の健全な育成のためのコンテンツ流通研究会」に参加し、課題整理（インターネット流通を前提としたコンテンツに対しては、レーティングの分かりやすい表示、購入時の年齢確認、利用者の多様性に配慮したウェブサイトの構築、コンテンツ事業者と配信事業者の連携等）をサポートした。 ・ 芸団協CPRAにおいて、YouTubeへのアップに代表される違法アップに対して、削除作業を行った。 ・ 民間事業者において、権利者保護の施策としては、著作権表示の徹底、動画ストリーミングのコピー防止機能の搭載、システム強化を逐次進めている。また、情報等の流出防止、守秘の徹底については、システム強化に加えて提携先、外部委託先とのNDA契約の更新を実施。自社サイトについては番組視聴基準にあわせた年令指定表示等を遵守している。また、リンク、アフィリエイト先への監視強化等についても、外部委託先を含めた定期的なサイト運営ミーティングの実施により、徹底を図っている。 ・ 民間事業者において、違法サイトが蔓延している現状を踏まえ、違法サイトの摘発とISPへの啓蒙活動を積極的に行った。 ・ 民間事業者において、コンテンツアドバイスマークの検討の前から、自社のHPは放送法を遵守して、青少年に対して違法・有害な情報が届かぬようにHP制作に取り組んでいる。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年度には、インターネット上における違法・有害な情報の増大に対処し、利用者によるサイトの安全性の判断に資する観点から、サイト開設者が自らのサイトの安全性を示すマークの活用に向けての取組について検討を行った。2005年度には、学識経験者、コンテンツ制作者、プロバイダ 	

等の関係者からなるコンテンツアドバイスマーク（仮称）推進協議会における検討を支援した。（総務省）

今後の取組

（民間）

- ・ 関係団体・民間事業者において、政府の支援を得つつ、権利侵害への対応を強化するとともに、コンテンツの利用の是非をユーザーが事前に容易に判断できるための仕組みの実用化に取り組む。

（政府）

- ・ 引き続き、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよう、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組を支援する。（総務省）

分野	1. ユーザー大国を実現する (5) 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する
政策項目) 聴覚障害者や高齢者を含む誰もがコンテンツを楽しめるように、2006年度中に、字幕付き日本映画・番組の拡大やウェブアクセシビリティの向上などの取組を奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 >	
<u>集中改革期間における取組実績</u>	
(民間)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸団協 CPRA において、著団連（著作者・隣接権者団体 5 団体で構成）の中で、放送番組の利用拡大に協力した。 ・ 民間事業者において、文化庁支援の視覚障害者の方々のための音声ガイドについて社内に内容をシェアした。 ・ 民間事業者において、海外番組に関しては字幕対応番組の増を検討した（字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合は 77%。） ・ 民間事業者において、聴覚障害者団体向けに日本映画製作者連盟を通して作品を提供している。DVD 作品に音声ガイドを儲け、高齢者らに利用をしやすくしている。 ・ 民間事業者において、配給作品中 33 番組で封切上映期間中の日本語字幕上映を実施した。その内訳は 2004 年度で 9 番組、2005 年度で 16 番組と、次第に増加している。2006 年度上半期も既に 8 番組で実施しており、字幕上映作品の数は年々増えている。 ・ 民間事業者において、字幕スーパー対応する番組制作に積極的に取り組んでいる。またニュース生番組では、スピードワープロという音声リアルタイムで文字化するシステムを稼動中である。野球中継においてはリスピーク方式という音声認識による文字放送を実施している。 	
(政府)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 字幕番組、解説番組、手話番組を制作する公益法人に対して制作費の一部を助成し、視聴覚障害者向け放送の充実を図るとともに（2006 年予算額：463 百万円）、放送事業者の協力も得て、字幕放送の普及目標（2007 年度までに字幕付与可能な放送番組全てに字幕が付与されることを目指す）達成に向けた取組みを促進した。 ・ 高齢者・障害者を含めた誰もがホームページを利用できるよう、ホームページの問題点の点検・修正を支援するシステムを 2003 年 5 月に公表し、CD-ROM 版を全地方公共団体に配布した。 	

- ・ また、2004年11月から「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」を開催し、高齢者や障害者を含めた誰もが公共分野のホームページ等を利用することができるよう、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」を取りまとめ、2005年12月に報告書を公表した。その後、「みんなの公共サイト運用モデル」については、全国各地でのセミナー開催等により、地方公共団体に対する普及啓発活動を実施した。(総務省)
- ・ 「ビデオカセットライブラリー等製作貸出事業」において、テレビ番組に字幕、手話を挿入したビデオカセット及び手話普及のための教材を製作貸出し、その普及を推進した(製作数は2003年度982、2004年度975、2005年度882)。(厚生労働省)

今後の取組

(民間)

- ・ 関係団体・事業者において、字幕付日本映画・番組の拡大に引き続き取り組む。

(政府)

- ・ 引き続き字幕番組等の充実に向けた取組を推進するとともに、「みんなの公共サイト運用モデル」の積極的な普及啓発を進める。(総務省)
- ・ 関係者等の要望等を踏まえ、必要に応じて適切に対応する。(文部科学省)
- ・ 「ビデオカセットライブラリー等製作貸出事業」における2006年度の製作予定数は、945。
- ・ 2007年度以降は、事業の名称を「字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業」に変更し、ビデオカセットからDVDへの移行を図りつつ、引き続き、事業を実施する。(厚生労働省)

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する</p> <p>(1) クリエーターが適正なリターンを得られるようにする 契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援する</p>
政策項目	<p>)コンテンツ業界における関係者の共通理解に基づく契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援するため、映画、音楽配信、アニメ、ゲームソフトなどのコンテンツ業界における業界構造や契約・流通の慣行などについて、2006年度も引き続き、実態を調査し、公表する。</p>
<p><取組・施策の内容及び実施予定></p> <p><u>集中改革期間における取組実績</u></p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、契約慣行の改善や透明化に向けた取組の前提として、アニメーションビジネスに関わる主要プレイヤーの役割を調査した。 ・ 民間事業者において、自社が著作権を管理するコンテンツのアニメ化許諾契約においては、アニメ製作者に映像著作権が帰属することを明記し、海外も含めた番組販売・ビデオ化・商品化等の二次利用についてもあらかじめ許諾したほか、ハリウッドでの実写映画化では、オプション契約を締結した。 ・ 民間事業者において、映像産業振興機構において研究された「今後のわが国の放送番組の海外展開手法に関する調査研究検討会」に専門家を派遣し、研究への支援を行った。 ・ 民間事業者において、2004年10月に放送事業を開始したが、事業開始当初より番組調達・制作委託に関しては「口約束」ではなく、必ず「書面」による契約書締結及び契約書保存を徹底して行った。 ・ 民間事業者において、業界慣行のみで進行している場合は、それが適正かどうか検討し、問題がある場合は適正な取引を行えるよう検討した。 ・ 民間事業者において、従前より、複数の出資者により製作された映画作品について、その製作もしくは利用契約のなかで二次利用に伴い発生する二次使用料・追加報酬の条件を明記する方針を徹底して来た。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年度においては、アニメの契約ひな形を作成した。 ・ また、2005年度においては、映画やテレビ番組制作に関して、下請法の適切な運用の観点から、アニメ及び実写について事業者の意識調査を行っ 	

た。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ デジタルコンテンツ協会において、アニメーションビジネスに係る主要プレイヤーの役割についての調査報告書をまとめる。
- ・ 民間事業者において、書面による契約締結をはじめ、関係者の共通理解に基づく契約慣行の改善や透明化に向けた取組を進める。

(政府)

- ・ 引き続き、契約・流通の慣行などについて関係者のヒアリングを行い、今後のニーズを把握する。(経済産業省)

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する</p> <p>(1) クリエーターが適正なリターンを得られるようにする 契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援する</p>
政策項目	<p>) 2006年度も引き続き、個人クリエイターの自主的な組織づくりを奨励するとともに、クリエイターに不利にならない契約慣行や事故災害補償の在り方などの活動環境づくりに向けた検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、自社が著作権を管理するコンテンツのアニメ化許諾契約においては、アニメ製作者に映像著作権が帰属することを明記し、海外も含めた番組販売・ビデオ化・商品化等の二次利用についてもあらかじめ許諾したほか、ハリウッドでの実写映画化では、オプション契約を締結した。 ・ 民間事業者において、クリエイティブ・ベスト・カンパニーとして企業価値を高めていくために、グループ構造改革を実行し、既成概念にとらわれずにクリエイティブ性を発揮できる働きやすい職場作りなど、企業内クリエイターの環境整備に努めてきた。 ・ 民間事業者において、クリエイター（卒業生・在校生）支援ファンドの創設や、廃校小学校改築による制作スタジオの設置、クリエイター（卒業生・在校生）マネジメント代行業務などを実施した。 ・ 民間事業者において、出演者・社外スタッフの活動中の事故にそなえて、普通傷害保険に包括的に加入した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体・関係省庁と連携し、出演契約の書面化の促進等についての検討に協力した。(厚生労働省、文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、引き続きクリエイターに不利にならない契約慣行や事故災害補償のあり方などの環境づくりに努める。 ・ <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、関係団体による検討に協力する。(関係府省) 	

分野	<p>2 . クリエーター大国を実現する</p> <p>(1) クリエーターが適正なリターンを得られるようにする</p> <p>契約における自主基準やひな形の策定を促進する</p>
政策項目	<p>a) 自分の権利は自分で守るとの原則の下、実演家の組織力の強化を促し、映像に関する実演家の活動環境や著作権等に関する映画会社・放送事業者とのルールづくりに向けた協議を支援する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、2006年10月に映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会を設置し、関係団体・機関の協議の末、2007年2月に「放送番組における出演契約ガイドライン」を策定した。 ・ 民間事業者において、実演家の権利は認識しており尊重しているが、映画に関してはワンチャンス主義に基づいた考えで進めている。 ・ 民間事業者において、日本映画製作者連盟と各団体との取り決めに従い契約のひな型を策定すべく調整している。 ・ 民間事業者において、実演家・脚本家等の権利者団体と適宜協議している。 ・ 民間事業者において、日本民間放送連盟での説明会に参加した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年11月より、日本経済団体連合会にて開催されている関係者間の協議へオブザーバ参加し、ルールづくりに向けた取組を促進。(総務省) ・ 必要に応じて、関係者間の協議等の支援を行った。 ・ 関係団体・関係省庁と連携し、出演契約の書面化の促進等についての検討に協力した。(文部科学省) ・ 映画関係者のニーズを把握すべく、ヒアリングを実施した。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、関係省庁の支援のもと、映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会において、映像実演に係る契約ルールについて関係者間の協議を進める。 	

- ・ 関係団体・民間事業者において、適宜、関係者との協議を進める。

(政府)

- ・ 引き続き、日本経済団体連合会にて開催される関係者間の協議へオブザーバー参加し、ルールづくりに向けた取組を促進する。(総務省)
- ・ 引き続き、関係者間の協議等の支援を行い、検討に協力する。(文部科学省)
- ・ 引き続き、ニーズを踏まえ、必要に応じた支援をしていく。(経済産業省)

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する</p> <p>(1) クリエーターが適正なリターンを得られるようにする 契約における自主基準やひな形の策定を促進する</p>
政策項目	<p>b) 映画業界における契約のひな形づくりを進めるとともに、放送番組については、放送事業者の策定した制作委託取引に関する自主基準や「放送番組の制作委託に係る契約見本」の活用状況のフォローアップを踏まえ、必要に応じその改訂や具体化を進める。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p><u>集中改革期間における取組実績</u></p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、制作委託取引に関しては、下請法を遵守するための社内周知の徹底やフローチャートの作成を行った。同時に契約書の改訂を行った。 ・ 民間事業者において、日本映画製作者連盟を窓口に関心者団体と適正な契約書雛形について検討し、基本的な内容を決めた雛形を作成した。 ・ 民間事業者において、映連と各団体との取り決めに従い契約のひな型を策定すべく調整している。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」を開催し、今後の放送番組制作委託における関係者の参考となり、かつ、放送番組制作委託に係る諸手続きの公正性・透明性をより一層高めることを目的とした、「放送番組の制作委託に係る契約見本(契約書の必要事項)」を2004年3月に取りまとめ、公表。また、各放送事業者が2005年3月に策定又は改訂し、公表を行った自主基準の運用状況等についてのフォローアップ等を実施した。(総務省) ・ 必要に応じて、関係者間の協議等の支援を行った。 ・ 関係団体・関係省庁と連携し、出演契約の書面化の促進等についての検討に協力した。(文部科学省) ・ 関係者から実態把握、ニーズ調査のヒアリングを実施し、ひな形の原案作成に取りかかった。(経済産業省) 	

今後の取組

(民間)

- ・ 関係団体において、契約のひな形の策定を進める。
- ・ 民間事業者において、関係団体における取り決めに踏まえ、自主的な取組を進める。

(政府)

- ・ 引き続き、放送事業者の策定した制作委託に関する自主基準の遵守状況等のフォローアップ等を行うことにより、放送番組制作委託に係る諸手続きの公正性・透明性をより一層高めるための自主的な取組を奨励する。(総務省)
- ・ 引き続き、関係者間の協議等の支援を行い、検討に協力する。(文部科学省)
- ・ 引き続き作業を進める。(経済産業省)

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する</p> <p>(1) クリエーターが適正なリターンを得られるようにする 独占禁止法等を厳正に運用する</p>
政策項目	<p>2006年度も引き続き、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の普及啓発・相談対応の充実を図るとともに、コンテンツ制作に係る下請取引を行う事業者に対して下請代金支払遅延等防止法に基づく書面調査を実施する等、両法を厳正かつ迅速に運用する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法についてエンターテインメント・コンテンツ産業部会にて説明を行った。 ・ 民間事業者において、独占禁止法及び遅延防止法について、社員を対象に講習を行うなどの周知徹底を行い、取引においても書面交付・保存の徹底などを行った。 ・ 民間事業者において、下請け業者に関する発注書を適正な書式に変更し、原則それをもって発注するとともに、納期、支払期日に関しても改善した。 ・ 民間事業者において、下請法の遵守状況を確認するため該当する取引を行っている部門に対して書面調査及び実地監査を行った。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法に係る事業者等(コンテンツ制作に携わるものを含む)からの相談に適切に対応するとともに、コンテンツ業界向け下請法ガイドブックを作成し、コンテンツ等の情報成果物作成分野における親事業者約 5,000 社に対し送付した。また、下請法の改正により 2004 年度から新たに対象となったコンテンツ等の情報成果物作成分野における親事業者延べ約 18,200 社及びその下請事業者延べ約 57,500 名(2003 年 4 月～2006 年 12 月)を対象に書面調査を実施し、当該書面調査結果等に基づき事件処理を行うことによって、順次改善措置(2004 年度警告 488 件、2005 年度勧告 2 件・警告 919 件、2006 年度警告 268 件(2006 年 4 月～2006 年 12 月))を講じさせている。(公正取引委員会) ・ 下請代金支払遅延等防止法に基づき親事業者及び下請事業者に対して行う 	

書面調査の中に知的財産の保護に関する問を設け、調査を実施している。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 民間事業者において、引き続き法令を遵守し、社内体制の強化に努める。

(政府)

- ・ 関係事業者への下請法の周知という観点から、コンテンツ業界向け下請法講習会を開催するとともに、引き続き、コンテンツ等の情報成果物作成委託に関する書面調査を実施し、違反行為に対して厳正に対処することにより、下請取引の公正化を図る。(公正取引委員会)
- ・ 実施した調査の結果を分析し、下請事業者の知的財産の保護に関する課題について現状を把握の上、引き続き効果的な制度運用を図るための検討を進める。(経済産業省)

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する</p> <p>(2) クリエーターの能力発揮を支援する</p> <p>インターネットを使ったコンテンツの発信を進める</p>
政策項目	<p>インターネットを通じてクリエイターがエンドユーザーに近いところで自己の作品をプロモートしやすくなるよう、2006年度から、(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)など著作権等管理事業者や音楽出版社等の協力を得て、円滑、柔軟な権利処理を一層促進する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、インターネットによる情報提供・コンテンツ提供には積極的に取り組んでおり、常に業界の最先端を行く展開を推進している。また、携帯電話におけるコンテンツ提供の大手企業と資本提携を行い、早く広くコンテンツを提供できる体制を整えた。 ・ 民間事業者において、レベニューシェア方式による配信を始めた。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、関係者間の協議等の支援を行った。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像産業振興機構において、「コンテンツ・ポータルサイトとの連携による音楽コンテンツ流通における業務円滑化のための実証実験」を行い、デジタルコンテンツ流通のための業務課題の解決の可能性を検証する。 ・ 民間事業者において、インターネットを使ったコンテンツ発信に努める。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、関係者間の協議等の支援を行う。(文部科学省) 	

分野	<p>2 . クリエーター大国を実現する</p> <p>(2) クリエーターの能力発揮を支援する</p> <p>コンテンツの再利用を通じた新たな創作活動を促進する</p>
政策項目	<p>2 0 0 6 年度から、利用条件を明確化したマークを作品に付す取組を奨励することなどを通して、自分の作品を積極的に利用してもらいたいと考えるクリエイターを支援し、他人の作品や保護期間の満了した作品を活用した創作活動を促す。その際、著作権等管理事業者の協力を得るなどして、このような仕組みの利便性を高める。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、動画投稿システムを導入した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自由利用マークについて、国・地方公共団体、教育機関等へのパンフレットの送付や各種著作権関係研修会等での説明等、積極的な広報活動や情報提供を実施した。(文部科学省) ・ ネット上のビジネスマーケットにおけるクリエイティブ・コモンズの活用等について、コンテンツ利用者 (配信事業等) と意見交換を行った。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体・民間事業者において、クリエイティブ・コモンズ等について必要に応じて検討を進める。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、各種著作権関係研修会等において自由利用マークの普及に努める。 ・ 2 0 0 7 年度には、ネットワーク上で著作者が著作物等の利用条件を意思表示するシステムに関する調査研究を実施する。(文部科学省) ・ 適宜意見交換を実施し、ネットを通じた著作物の創作及び利用の促進のあり方について検討する。(経済産業省) 	

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する</p> <p>(2) クリエーターの能力発揮を支援する コンテンツ制作に対する投資を促進する</p>
政策項目	<p>)金融商品・サービスを横断的に規制する金融商品取引法が2006年6月に成立しており、コンテンツ制作に対する投資を促進するため、2006年度から同法の周知を徹底する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、商品ファンド法に基づく許可を取得して資金を調達し、複数の映画を製作した。また、アニメ作品用に商品ファンド法に基づいて資金を準備し、アニメ作品の製作を開始した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会において議論を行い、2005年12月22日に取りまとめられた金融審議会金融分科会第一部会報告書「投資サービス法(仮称)に向けて」を踏まえ、法制化に向けた検討を行った。2006年6月7日に金融商品取引法制を整備するための法改正が成立した。(金融庁) ・ 関係各課や関係省庁とも連携を図りつつ、事業者等からの質問に対する回答や、当課の業務紹介資料などにおいて掲載を行うこと等により、周知徹底を行った。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像産業振興機構や民間事業者において、引き続き同法の周知やコンテンツ制作に係る投資スキームの構築に取り組む。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記法改正の円滑な施行に努める。(金融庁) ・ 引き続き、同様の手法により周知徹底を行っていく。(経済産業省) 	

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する (2) クリエーターの能力発揮を支援する コンテンツ制作に対する投資を促進する</p>
政策項目	<p>)より多くの事業者がコンテンツの信託業に参入することができるよう、2006年度も引き続き、信託の担い手の拡大など信託制度の活性化について信託業法の施行状況等を踏まえ検討を進め、必要に応じ制度を整備する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、ファンド等を利用して製作した劇場作品の広告宣伝費等について、劇場配給収入のみを返済原資とする「金銭信託」によって調達している。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知財を受託可能財産とする等の信託制度の整備を内容とする「信託業法案」が第161回臨時国会において成立し、2004年12月30日に施行された。 ・ また、多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備等を内容とする「信託法案」及び「信託法整備法案」が第164回通常国会に提出され、継続審議とされた後、第165回臨時国会で成立した。(金融庁) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、引き続き信託制度の活用を努める。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新信託法、信託業法の施行に向けて準備を進める。(金融庁) 	

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する</p> <p>(2) クリエーターの能力発揮を支援する コンテンツ制作に対する投資を促進する</p>
政策項目	<p>)制作会社が広く資金調達を行うことができるよう、2006年度中に、LPS(投資事業有限責任組合)制度や、共同事業の手段として整備されたLLP(有限責任事業組合)制度の活用に関し、普及に努める。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、有限責任事業組合を設立し、テレビアニメシリーズなどに投資した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各課や関係省庁とも連携を図りつつ、事業者等からの質問に対する回答や、当課の業務紹介資料等において掲載を行うこと等により、周知徹底を行った。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、引き続きLPS、LLPの活用を努める。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、同様の手法により周知徹底を行っていく。(経済産業省) 	

分野	2. クリエーター大国を実現する (2) クリエーターの能力発揮を支援する コンテンツの制作・投資等を促進するインセンティブを付与する
政策項目	コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブについて、2006年度中に検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、毎年、税制改正に関する提言をとりまとめ、その実現を政府・与党に働きかけた。 ・ 民間事業者において、映像クリエイターに対するインセンティブ導入に取り組んだ。また、社内クリエイターに対しては、アワードや業績報酬制度の導入により、インセンティブ付与が可能になった。 ・ 民間事業者において、制作会社が成功報酬を得ることができるよう、条件を設定した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間等の検討状況を踏まえ、コンテンツの制作・投資等を促進するための税制改正要望等について検討を行い、「地上放送施設デジタル化促進税制」における放送番組制作事業者への税制支援措置を延長し、その活動を促進した。(総務省) ・ 日本政策投資銀行の融資制度として2004年度より創設された「知的財産有効活用支援事業」の積極的な活用を促進した。(文部科学省) ・ 日本政策投資銀行の融資制度として2004年度より創設された「知的財産有効活用支援事業」の積極的な活用を促進するとともに事業者等へのヒアリングを行うこと等により、最適なインセンティブの内容について引き続き検討している。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、必要に応じて税制改正要望等によりコンテン 	

ツの制作・投資等を促進するためのインセンティブについて提言する。

(政府)

- ・ 引き続き、「地上放送施設デジタル化促進税制」により、放送番組制作事業者への税制支援を行う。(総務省)
- ・ 引き続き、「知的財産有効活用支援事業」の活用を促進する。(文部科学省)
- ・ 引き続き事業者等へのヒアリングを実施し、必要に応じ所要の措置を講ずる。(経済産業省)

分野	2. クリエーター大国を実現する (2) クリエーターの能力発揮を支援する フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する
政策項目) 2006年度も引き続き、全国の関係行政機関等に対し、映像制作及び道路や公的施設の円滑な利用についての理解増進に向けた働きかけを行うとともに、国の施設を活用したロケーションが行われるよう基準を整備したり、東京国際映画祭においてロケーションマーケットを実施する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国フィルム・コミッション連絡協議会において、セミナー・委員会の開催、各種規制の緩和のための取組など、全国で活動するフィルムコミッションを支援する事業を行った。 ・ 全国フィルム・コミッション連絡協議会において、8カ国22団体が参加したアジア・フィルムコミッション・ネットワーク(AFCNet)の設立に参加した。 ・ 民間事業者において、各地のフィルムコミッションと密接な関係を保ち、ロケハン等に積極的かつ広範な協力を得た。 ・ 民間事業者において、廃校小学校改築により「制作スタジオ」を設置した。フィルムコミッションと連携し、一般の映画製作者も利用可能とした。 ・ 民間事業者において、全国のフィルムコミッションから寄せられる最新の現地情報を製作プロダクションに提供するサポートセンターを開設した。これによりホームページにアクセスしたり、必要があれば各フィルムコミッションを紹介したりすることも可能となった。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本映画の撮影活動の抜本的支援策を検討するため、都市再開発との連携の在り方や望ましい撮影環境について調査研究を実施した。 ・ 2006年5月に各地の資源を活かした魅力ある映画の製作を促進するため、各地のフィルムコミッション等が持っているロケ候補地に関する情報をインターネット上に集約した「全国ロケーションデータベース(JLDB)」を構築し、公開を開始。10月には英語ページの公開も開始した。 ・ 東京国際映画祭期間中に、「フィルムコミッション・コンベンション」を開催し、フィルムコミッションの今後の展開について議論を行った。(文部科 	

学省)

- ・ 2005年度から、映像制作者がロケーションをスムーズに実施できるような環境づくりを模索するため、ロケに必要な諸手続、コンテンツを用いた地域活性化のあり方等について、今後ロケーション受入を地域振興につなげたいと考える地域にとってのモデルとなるべく、地域でコンテンツを利用した地域振興事業を実施。また、第18回東京国際映画祭において、ロケーションマーケットを開催し、地域振興事業の中間報告を行うとともに、全国から集まる制作者等に地域でのロケーション受入れに関する取組状況について広く情報を提供、意見交換を行った。第19回東京国際映画祭においても、ロケーションマーケットを開催し、前年度実施のモデル事業の成果を普及させるとともに、関係者の交流を通じ、情報提供や情報交換を実施した。(経済産業省)
- ・ フィルムコミッション等地域関係者と映像制作関係者との間で、支援に関する情報交換を行う場を提供した。
- ・ フィルムツーリズムの振興を図るため、日本観光協会が主催する「旅フェア」におけるパネル展示等を通じて支援した。(国土交通省)
- ・ 映画ロケーション等に関する道路使用許可については、都道府県警察に対して2004年3月18日付けで通達を発出し、地域活性化に資する映画ロケーション等に伴う道路使用許可の許可申請にあたり、適切な助言・情報提供等を行うとともに、実施主体と地域住民等との調整・合意形成の円滑化を図るための措置を講じているほか、2006年7月11日付けで劇用車(道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルへの登録を受けていない自動車等であって劇中において使用するもの。)を使用する映画ロケーション等の申請手続の円滑化に関する通達を発出し、道路上における映画ロケーション等が円滑に実現するよう支援した。
- ・ 2005年中は、全国で約1万7千件の映画ロケーション等に対して道路使用を許可した。(警察庁)

今後の取組

(民間)

- ・ 関係団体において、政府と連携し、東京国際映画祭においてロケーションマーケットを開催する。
- ・ 民間事業者において、適宜各地フィルムコミッションとの連携を進める。

(政府)

- ・ 引き続き、「全国ロケーションデータベース(JLDB)」の充実を図る。
- ・ 日本映画の撮影活動の抜本的支援策を検討するため、都市再開発との連携の在り方や望ましい撮影環境について調査研究を実施する。(文部科学省)
- ・ 引き続き、東京国際映画祭での活動を中心に、地域でのロケーション受入体制について、効果的な情報発信の場のあり方の検討を行う。(経済産業省)
- ・ 「旅フェア」を主催する日本観光協会を通じて引き続き支援し、フィルムツーリズムの振興を図る。(国土交通省)
- ・ 引き続き、都道府県警察に対して、道路上における映画ロケーション等が円滑に実現されるよう、両通達の趣旨に基づいた運用に配慮するよう指導する。(警察庁)

分野	2. クリエーター大国を実現する (2) クリエーターの能力発揮を支援する フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する
政策項目) 日本と海外のフィルムコミッションの連携を促進するとともに、各地のロケーションに必要な情報をインターネット上に集約した「全国ロケーションデータベース」について、新たに外国語版を2006年度中に作成する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国フィルム・コミッション連絡協議会において、全国のフィルムコミッションを網羅した「フィルムコミッション・データベース」構築のために、F C - D B 研究会を発足させ、基本仕様などの検討を行い、文化庁に報告書を提出した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年5月に「全国ロケーションデータベース」の公開を開始、10月に英語ページの公開を開始した。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体において、適宜ロケーションデータベースの構築に協力する。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、「全国ロケーションデータベース」の充実を図る。(文部科学省) 	

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する (2) クリエーターの能力発揮を支援する ネット上のビジネスマーケットを構築する</p>
政策項目	<p>2006年度から、コンテンツ製作者が企画提案や作品等の情報提供を行うとともに、国内外の事業者や配信事業者、ファンなどが、これら情報を入手し、コンテンツ配信ビジネスにつなげるためのネット上でのビジネスマーケットを構築する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国フィルム・コミッション連絡協議会において、全国のフィルムコミッションを網羅した「フィルムコミッション・データベース」構築のために、F C - D B 研究会を発足させ、基本仕様などの検討を行い、文化庁に報告書を提出した。 ・ 映像産業振興機構において、T I F F C O M 内の東京プロジェクトギャザリング (T P G) の企画募集を WEB 上で行った。14カ国、90作品の応募があったが、28作品に絞り、それらの企画を T I F F C O M の参加者が WEB 上で閲覧できるようにし、興味を抱いた相手に W E B からミーティング申し込みを行えるようにした。 ・ 民間事業者において、コンテンツ・ポータルサイトの取組が番組情報を積極的に発信、流通させる好機と捉え参画した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年6月9日に取りまとめられた「新経済成長戦略」において、「コンテンツ配信促進のため、ネット上でのビジネスマーケットの創設」を明示するとともに、映像配信事業者、クリエイター関係者、ファン組成事業者等とネット上のビジネスマーケットのあり方について意見交換を行った。 (経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、引き続き必要な取組を進める。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年度事業化に向けて、引き続き、関係者等との意見交換を行い、ネット上のビジネスマーケット事業の具体化を進めて行く。(経済産業省) 	

分野	2. クリエーター大国を実現する (3) コンテンツ分野における人材育成を図る プロデューサーやクリエイターを育成する
政策項目) 2006年度中にコンテンツ分野の大学間連携並びに教育内容、教育方法、教育体制等の人材養成振興方策や、大学と産業界の人材育成に関するニーズのマッチング方策に関し研究を行う。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本映画製作者連盟において、文化庁支援「映画スタッフ育成事業」に参加し、映職連を窓口に関係団体等を中心に制作会社、大学等の教育機関と連携し、撮影スタッフの制作現場における実践的な実習を進めた。 ・ 映像産業振興機構において、産学からの公募によるインターンシップを実施した。2006年度は「プロデューサー抱持ちインターンシップ」を新たに実施することによって、プロデューサー人材育成を目指すインターンが実施できた。またインターンとは別にメディア映像業界就職セミナーを開催し、企業と学生とをマッチングさせる手立てとした。 ・ コンピュータエンターテインメント協会において、教育機関交流会を実施し、専門学校、大学の交流機会を創出し、またメーカーより講演をしてもらい、人材育成に関して議論を進めている。さらに、業界の人材についてはゲーム開発者向けコンファレンスとしてCEDECを毎年実施しており、業界の人材育成にも努めており、将来の人材については学生の優秀作品を発表、表彰するスチューデントゲーム大賞、ゲーム産業に必要な人材についてメーカーからの情報提供の場として人材育成シンポジウム、企業探訪の実施を行った。 ・ デジタルコンテンツ協会において、コンテンツ制作を学んでいる学生と、採用するコンテンツ制作企業とを結ぶ『インターンシップ』及び『適職フェア』のあり方につき調査を行った。 ・ 民間事業者において、「デジタルアートフェスティバル東京2004」の協賛企業として参画し、内外のクリエイター作品、アイデアの商品化を検討した。 ・ 民間事業者において、学生作品の民生活用化を目的とした「第1回GATE(DIGITAMAグランプリ)」に参加し、作品の審査などにあたった。 ・ 民間事業者において、コンテンツプロデューサー・ディレクターの育成を目的とした大学院、4年生大学が設置された 	

- ・ 民間事業者において、日本と世界を繋ぐ映像プロデューサーの育成を目的とした研修を実施した。
- ・ 民間事業者において、アニメーション学校の授業内容を強化し、一段のパワーアップを図るため、立地の変更、より高度なカリキュラムへの変更を計画、準備を行った。
- ・ 民間事業者において、専門学校等と提携し、社内のプロデューサーやクリエイターを派遣し、教育機関における人材育成の支援を行った。
- ・ 民間事業者において、複数大学の映像芸術に関わる学生を数週間インターンとして受入れ、映画、映像制作、携帯コンテンツ等の部署にて、主にマーケット・リサーチを担当し、発表させた。

(政府)

- ・ 2005年度より、コンテンツ分野における、大学間連携による人材養成振興についての委託調査研究を開始した。(文部科学省)

今後の取組

(民間)

- ・ 映像産業振興機構、コンピュータエンターテインメント協会、その他関係団体、民間事業者において、引き続き大学と連携し人材育成に努める。
- ・ デジタルコンテンツ協会において、適職フェアを『Creative Job Expo(クリ博)』と命名し、クリ博・就職ガイダンス又は適職フェアを実施する。

(政府)

- ・ 引き続き、コンテンツ分野における、大学間連携による人材養成振興に関する調査研究を行う。(文部科学省)

分野	<p>2 . クリエーター大国を実現する (3) コンテンツ分野における人材育成を図る プロデューサーやクリエイターを育成する</p>
政策項目	<p>) 2 0 0 6 年度も引き続き、専門職大学院 (法科大学院を含む。) その他大学における自主的取組 (組織の設置などを含む。) への 支援を一層充実するとともに、海外の機関との提携や大学と産業 界の連携・協力の促進を行う。また、コンテンツに関わりの深い 専門職大学院等においても、その自立的な活動を促進するため、 教育活動等の質を適正に評価する認証評価機関の整備に向けた 取組を奨励する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>集中改革期間における取組実績</u> (民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像産業振興機構において、文化庁から助成を受け、海外優秀指導者を招聘し、映画専門大学院大学でワークショップを行った。ワークショップの内容は企画を映画会社に売り込むピッチング等であった。また、映像産業振興機構が、映像系専門職大学院の認証評価機関になることを検討するため、大学や専門学校等の映像系学部に対してアンケートを行った。 ・ 民間事業者において、定期的に「アメリカ N A B コンファレンス」に人材を派遣し、最新の編集・録音機材等の情報を収集した。 ・ 民間事業者において、経済産業省主催の 2 0 0 4 年度先導的分野情報化推進委託事業「日本と世界を繋ぐ映像プロデューサー育成のための実証研修プログラム」に社員を派遣した。 ・ 民間事業者において、構造改革特別区域制度を活用し、株式会社による日本初の専門職大学院 (2 0 0 4 年度) と四年制大学 (2 0 0 5 年度) を設置した。 ・ 民間事業者において、2 0 0 5 年上映の映画で大学との間で高画質データのやり取り可能な高速回線を開設。その後も、他の映画で継続的に活用している。 ・ 民間事業者において、各大学からインターンとして研修生を受け入れた。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の公募テーマの一つとして「知的財産関連教育の推進」を設定し、1 6 年度は 5 件 (申請は 2 2 件) 、 1 7 年度は 6 件 (申請は 3 5 件) 、 1 8 年度は 5 件 (申請は 2 5 件) の優れた取組を 	

選定し、支援を行った。

- ・ 各大学から申請等のあった、コンテンツ人材の育成に関連する組織の設置について、大学設置基準等に基づく審査を行う等、適切に対応した。
- ・ 「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」において、法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院において行われる教育内容・方法の開発・充実等に取り組む優れた教育プロジェクトを、国公私を通じた競争的環境の中で選定（16年度63件、17年度8件、18年度14件選定）し、重点的な財政支援を実施した。
- ・ 海外の人材育成機関との提携や大学と産業界の連携・協力について、文書や各種会議での説明を通じて周知することにより各大学の取組を促した。
- ・ 2004年度から、文部科学大臣の認証を受けた評価機関から大学が定期的に評価を受ける制度（認証評価制度）を導入。認証評価制度の円滑な実施を図り、適宜必要な情報を提供した。（文部科学省）
- ・ 2005年度において、映像産業振興機構が認証評価機関になるために必要な調査を行った。
- ・ 2006年度も引き続き、最適な組織や評価指標等、認証評価機関の整備に向けた調査を行っている。（経済産業省）

今後の取組

（民間）

- ・ 映像産業振興機構その他関係団体・民間事業者において、引き続き海外機関との提携や大学との連携・協力を努める。

（政府）

- ・ 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」を継続的に推進する。また、「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」を継続的に推進し、2007年度からは「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」を発展させた新たなプログラム「専門職大学院等教育推進プログラム」を推進する。
- ・ 組織の設置について、引き続き、各大学の自主的取組に資するよう、適切に対応する。
- ・ 海外の人材育成機関との提携や大学と産業界の連携・協力について、2006年6月に決定された『知的財産推進計画2006』を文書や各種会議での説明を通じて周知することにより、引き続き各大学の取組を促す。
- ・ 引き続き、認証評価制度の円滑な実施を図り、適宜必要な情報を提供する。（文部科学省）

- ・ 産学官連携による今後のコンテンツ人材育成の在り方を考えるフォーラムやシンポジウムを、大学との共催により複数回開催し、高度コンテンツ人材育成を支援していく。(経済産業省)

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する (3) コンテンツ分野における人材育成を図る プロデューサーやクリエイターを育成する</p>
政策項目	<p>) 2006年度中に、以下のコンテンツ人材育成のための事業を支援する。</p> <p>a) アニメ分野におけるコア人材の育成 b) 若手映画作家の育成 c) 映画関係団体等が学校や制作現場などと連携して行う、制作現場における実践的な実習 d) 将来性があるプロデューサーやクリエイターの海外留学や海外研修 e) 情報通信に関する人材研修事業の一環として、放送番組の制作などの専門的な知識や技術の向上を図るための研修 f) クリエーターと観客をつなぐ批評家の育成</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>集中改革期間における取組実績</u> (民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像産業振興機構において、映画祭や映像振興団体との協力の下、有望な若手作家に対してワークショップ等の制作実習を行った。 ・ 映像産業振興機構において、インターン履修生を実際の映画やアニメの製作現場に派遣し履修させた。文化庁の新進芸術家海外留学制度の推薦団体となり、2005年度は2人を推薦、うち1人が内定。2006年度は1名を推薦した。 ・ 映像産業振興機構において、2005年度にJETROと共同で実務家のプロデューサー(20人)を対象に、UCLAが作成したプロデューサー育成カリキュラムの講習をロサンゼルスで行った。 ・ 映像産業振興機構において、2005年に毎日映画コンクールに参加し、審査員の学生に審査の仕方を教育した。2006年はその追跡調査と、ゲートキーパーの育成について基礎的な教育方法の検討を行った。 ・ 民間事業者において、民間事業者主催の中高生を対象とした自主制作応援プロジェクトに初回より協力参加した。2006年度は全国約60校が応募、その中から10校の企画がショートムービーとして完成した。 ・ 民間事業者において、映像産業振興機構などでのクリエイター研修(ハリウッド研修)への社員派遣を適宜行った。 ・ 民間事業者において、社外研修制度を設け、一定の要件のもと、社員の自己 	

研鑽を奨励し支援した。外部のクリエイターについては、たとえば、脚本家に対しては、自社で脚本賞を設けることにより、脚本家の育成を支援した。

- ・ 民間事業者において、産業連携による地域コンテンツ制作支援に関する事業を実施し、地域におけるコンテンツ制作クリエイターの育成を推進した。
- ・ 民間事業者において、将来映像製作の職種を目指す学生が映画の製作現場を体験するインターンシップ制度の応援に努めた。
- ・ 民間事業者において、社員事業担当プロデューサーの海外研修（１年）を実施した。そのほかにも適時研修を実施した。

（政府）

- ・ ２００３年～２００５年度までに、コンテンツ制作技術者等の８６の研修事業に対し助成金を交付し、研修を実施。２００６年度は１７の事業に助成金を交付決定した。（総務省）
- ・ 「新進芸術家海外留学制度」により、新進芸術家の海外留学を支援した。
- ・ 若手映画作家育成のため、短編映画製作を通じたワークショップを実施した。
- ・ クリエーターと観客をつなぐ批評家の育成のため、いわゆるゲートキーパー育成方策に関する、調査研究事業を支援した。（文部科学省）
- ・ アニメ分野における原画マンの育成を目的としたスキル標準の作成・実証事業を行うとともに、ゲーム分野におけるスキルテキストの作成等を行った。また、若手新人クリエイターを対象としたコンペティションの受賞者に対して、ステップアップにつなげるために、業界の第一人者による弱点補強研修を行うなど、様々な観点からコンテンツ人材育成のための事業を支援した。（経済産業省）

今後の取組

（民間）

- ・ 映像産業振興機構において、政府の支援を得つつ、プロデューサー、クリエイター、ゲートキーパー等、コンテンツ人材の育成事業を充実させる。
- ・ 関係団体、民間事業者において、引き続きコンテンツ人材の育成に努める。

（政府）

- ・ 引き続き、関係府省の施策を通じ、人材育成事業の支援を実施する。（関係府省）

- ・ 引き続き「新進芸術家海外留学制度」により、新進芸術家の海外留学を支援する。また、若手映画作家育成のため、短編映画制作への支援を実施する。
(文部科学省)

分野	<p>2 . クリエーター大国を実現する (3) コンテンツ分野における人材育成を図る 映像産業振興機構の活動を支援する</p>
政策項目	<p>2 0 0 6 年度も引き続き、映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が、一体となって映像産業振興機構の活動に協力することを奨励するとともに、映像産業振興機構が行う、以下の活動を支援する。</p> <p>a) インターンシップの充実など産学連携による人材の育成とその活用 b) 金融機関による出資・融資の斡旋などによる作品制作助成 c) 各種政策助成措置の斡旋による起業支援 d) 内外市場の整備・開拓の取組や関係者間の連携の取組</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>集中改革期間における取組実績</u> (民間) ・ 日本経済団体連合会において、2 0 0 4 年 1 2 月に、関係業界とともに映像産業振興機構を設立し、同機構の運営に協力した。 ・ 日本レコード協会において、一部レコード製作者(レコード会社)におけるインターンシップを実施した。 ・ 民間団体、民間事業者において、映像産業振興機構の活動に協力した。 ・ 民間団体において、クリエイターの育成の場として産学連携のインターンシップの充実に協力した。 ・ 民間団体において、映像産業振興機構の活動を積極的に支援するため、同機構に常勤する職員を派遣した。 ・ 民間事業者において、インターンシップ制度を導入した。</p> <p>(政府) ・ 日本政策投資銀行の融資制度として2 0 0 4 年度より「知的財産有効活用支援事業」を創設することにより作品制作活動の支援を促進した。(総務省) ・ 日本経済団体連合会における映像産業振興機関に関する検討状況の進展を見守りつつ、要望等に対しては、関係省庁との連携協力の下、2 0 0 5 年 4 月に映像産業振興機構の設立を支援した。</p>	

- ・ 2005年6月、2006年6月には、文化庁と映像産業振興機構の共催により、大学関係者、映画関係者等による「映画・メディア芸術に関する会合」を開催した。
- ・ プサン国際映画祭等において、日本映画普及活動について連携協力を行った。
- ・ 韓国及び中国における日本映画特集上映を連携して実施した。
- ・ 東京国際映画祭における「文化庁映画週間」を連携して実施した。(文部科学省)
- ・ 引き続き、プロデューサー的視野を持ったクリエイターの育成事業を支援するための「職能別インターンシップ事業」を行った。また、2006年度においては、若手プロデューサー人材の育成事業を支援するために、プロデューサーに密着して業務を学び取る「プロデューサーかばん持ち事業」を追加した。これらの取組等により、映像産業振興機構の活動を支援した。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 日本経団連その他関係団体、民間事業者において、引き続き、映像産業振興機構の円滑な運営に向け必要な支援を行う。
- ・ 映像産業振興機構において、政府、関係団体、民間事業者、大学等と連携し、コンテンツ産業振興に資する事業の充実に努める。

(政府)

- ・ 引き続き、知的財産有効活用支援事業の活用を促進し、支援を行う。(総務省)
- ・ 引き続き、映像産業振興機構の取組を支援し、要望等に対しては、関係省庁と連携協力の下、適切に対応する。(文部科学省)
- ・ コンテンツ業界内に産学連携による人材育成が浸透していくよう、引き続き、支援を継続していく。(経済産業省)

分野	2. クリエーター大国を実現する (3) コンテンツ分野における人材育成を図る エンターテインメント・ロイヤーを育成する
政策項目	2006年度も引き続き、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークなどを活用し、訴訟実務や海外の法制度、契約ルールなどについて学ぶ機会を増やし、法律家と事業者や創作者などとの交流活動を奨励・支援することにより、国際的に通用するエンターテインメント・ロイヤーの育成に向けた取組を支援する。

< 取組・施策の内容及び実施予定 >

集中改革期間における取組実績

(民間)

- ・ 民間事業者において、大学(法科大学院)との提携によるエクスターンシップ/インターンシップの受け入れにより、将来のエンターテインメント・ロイヤー(またはこれに興味を持つ人材)の育成に向けた取り組みを実施した。また、社内弁護士の採用(常駐業務委託等)により、日常の業務処理等を通じてエンタテインメント業界の実務に精通した法律専門家養成への取り組みを実施した。さらに、社内弁護士による業界団体等の活動への参加を通じ、法律家と事業者との情報交換その他交流活動を支援した。
- ・ 民間事業者において、欧米巨大メディアに対抗し得る「ビジネス法務」の人的・組織的整備に着手した。

(政府)

- ・ 「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」に参加している法律実務家の参加を得て「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」を開催し、放送番組制作体制の公正性や透明性を一層高めるための検討を実施した。(総務省)
- ・ 2004年から、「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」の協力も得て、下記のシンポジウムを開催し、著作物流通に関する調査研究等の成果を一般に還元した。
 - 2004年7月、「著作物の流通・契約システムに関する研究」の成果をもとに「コンテンツビジネスの未来は輝いているか?」を開催
 - 2004年12月、2004年6月にとりまとめた「過去の放送番組の二次利用の促進に関する報告書」の提言を踏まえ、「放送番組は、ブロードバ

ンド配信の主演となり得るか？」を開催

2005年7月、「映像等のコンテンツの評価手法等に関する調査研究」の成果をもとに、「日本映画界はハリウッド映画並みの大作を作れるのか？外部資金の活用を考える」を開催

2006年7月、「音楽著作権等の資産評価手法と当該調査権を用いた資金調達に関する調査研究」の成果をもとに、「進化する音楽調査権ビジネス～音楽著作権等を活用した資金調達の可能性を探る」を開催（文部科学省）

- ・ エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークを中心として日本のコンテンツを海外に輸出する際の契約条件の整理や国際共同契約を行う際の基本契約内容の検討を行うことにより、同ネットワークの海外契約に関する知見を活用すると同時に、その精度を高め、国際的に通用するエンターテインメント・ロイヤーズの育成に向けた取組を支援した。（経済産業省）

今後の取組

（民間）

- ・ 民間事業者において、必要に応じてエンターテインメント・ロイヤーズネットワークと連携するとともに、ビジネス法務に係る人材の育成に取り組む。

（政府）

- ・ 放送番組制作体制の公正性・透明性の一層の向上に向けた検討における協力を継続するとともに、必要に応じて、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク等の取組みに対する協力を行う。（総務省）
- ・ 引き続き、「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」の協力も得て、著作物流通に関する調査研究等の成果を一般に還元するため、2007年度に、次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関するシンポジウムを開催する。（文部科学省）
- ・ 2006年度内に報告書を策定する事を目的として下半期も引き続き、日本のコンテンツを海外に輸出する際の契約条件の整理等の事業の遂行により支援をしていく。（経済産業省）

分野	2. クリエーター大国を実現する (3) コンテンツ分野における人材育成を図る 映像に係る産学官の集積を奨励する
政策項目	映像産業に係る、教育機関、事業者、インキュベーター、エンターテインメント・ロイヤーなどの専門職種を集積し、相互協力により映像産業が振興されるよう、2006年度から産学官の連携の取組を奨励する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、映像産業集積に関する勉強会を適宜開催した。 ・ 映像産業振興機構において、インターン事業においてはインターン推進委員会を構成し、定期的に会合を開きインターンを含むわが国のコンテンツ人材育成の方策を検討するとともに、諸外国に劣らない人材育成方法を模索するべく協議を行った。また、2005年度および2006年度の文化庁主催映画メディア芸術に関する会合を共催し、2005年度はシンポジウム、2006年度は海外優秀指導者のセミナーを行うことにより、産官学の連携および、映像産業振興のための活動を行った。 ・ 大学における公開講座など、社員による講演を複数回実施した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官による「デジタルシネマ実験推進協議会」と連携し、民間企業等におけるデジタルシネマの流通基盤技術の確立やビジネスモデルの検討を促進した。(総務省) ・ 日本経済団体連合会における映像産業振興機関に関する検討状況の進展を見守りつつ、要望等に対しては、関係省庁との連携協力の下、2005年4月に映像産業振興機構の設立を支援した。 ・ 2005年6月、2006年6月には、文化庁と映像産業振興機構の共催により、大学関係者、映画関係者等による「映画・メディア芸術に関する会合」を開催した。(文部科学省) ・ 映画配給者と上映事業者間の仲介システムを利用した上映会を開催するとともに、PR活動を実施し、ライブエンターテインメントの魅力の浸透を図 	

った。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 日本経済団体連合会、映像産業振興機構において、必要に応じて映像産業集積に関する取組を支援する。

(政府)

- ・ 引き続き、「デジタルシネマ実験推進協議会」との連携により、民間企業等におけるデジタルシネマの流通基盤技術の確立に向けた産学官による検討を促進する。(総務省)
- ・ 引き続き、映像産業振興機構と連携・協力を行う。(文部科学省)
- ・ 引き続き、民間団体等が実施する移動上映会の開催、PR活動等、ライブエンターテインメントの魅力の普及に係る活動を支援する。(経済産業省)

分野	<p>2. クリエーター大国を実現する (3) コンテンツ分野における人材育成を図る コンテンツ等の融合分野の人材を育成する</p>
政策項目	<p>コンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野において、国際性や知財の知識を持つ人材は重要であり、2006年度も引き続き、こうした点を踏まえ、デジタル技術に関する論理的思考能力と芸術的な表現能力などを兼ね備えた人材育成の取組を支援する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、教育機関の講師を担当した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術振興調整費「新興分野人材養成」プログラムにおいて、16年度公募及び17年度公募で「自然科学と人文・社会科学との融合領域」を設定し、その中で、16年度、17年度それぞれ1課題ずつデジタルコンテンツの創造に関する人材養成の課題を採択した。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体、民間事業者において、政府の支援も得つつ、大学と連携して融合人材の育成に努める。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記人材養成課題を引き続き推進する。(文部科学省) 	

分野	<p>2 . クリエーター大国を実現する</p> <p>(4) 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う</p> <p>国内制度を整備する</p>
政策項目	<p>)著作権法に関し、侵害のための専用品の提供行為について特許法と同様の間接侵害規定の創設を含め、それを超えるような規定の導入について、総合的研究を踏まえた上で検討を行い、2007年度中に結論を得る。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、我が国著作権法及び ISP 責任制限法に基づき争われた、いわゆる間接侵害に関する判例を調査し、2006年末に報告書としてとりまとめた。 ・ 民間事業者において、法制度については日本民間放送連盟知的所有権対策委員会で参加検討を行った。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめたが、その中で本項目についても取り上げられた。 ・ 2005年及び2006年の同分科会法制問題小委員会において検討を行い、報告書を取りまとめ、今後も更に検討を継続すべきものとされた。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、引き続き間接侵害に係る判例の調査を進める。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年以降も引き続き検討する。(文部科学省) 	

分野	<p>2 . クリエーター大国を実現する</p> <p>(4) 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う</p> <p>国内制度を整備する</p>
政策項目	<p>)法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、2007年度中に結論を得る。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、法制度については日本民間放送連盟知的所有権対策委員会で参加検討を行った。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめたが、その中で本項目についても取り上げられた。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、必要に応じて検討を進める。関係団体、民間事業者において、政府の検討に適宜協力する。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、具体的な検討を進めていく。(文部科学省) 	

分野	<p>2 . クリエーター大国を実現する (4) 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う 国内制度を整備する</p>
政策項目	<p>) 映画の著作物については、その保護期間が「公表後 5 0 年」から「公表後 7 0 年」に延長されたが、映画以外の著作物に係る保護期間の在り方についても、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら検討を行い、2 0 0 7 年度中に結論を得る。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、実演家の著作隣接権を含む全般の存続期間の延長に賛成し、運動をしてきた。 ・ 民間事業者において、法制度については日本民間放送連盟知的所有権対策委員会で参加検討を行った。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 0 0 5 年 1 月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめたが、その中で本項目について取り上げられた。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、必要に応じて検討を進める。関係団体、民間事業者において政府の検討に適宜協力する。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 0 0 7 年度に、具体的な検討を開始する。(文部科学省) 	

分野	<p>2 . クリエーター大国を実現する (4) 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う 国内制度を整備する</p>
政策項目	<p>)いわゆる放送新条約の検討状況を踏まえ、放送事業者への放送前信号に係る権利、譲渡権の付与等に関して検討を行い、2007年度中に結論を得る。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、W I P O 常設委員会に日本民間放送連盟から派遣しており、その枠組みの中で検討している。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体、民間事業者において、政府の検討に適宜協力する。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送新条約の具体的な内容が固まり次第、必要に応じ、検討を行う。(文部科学省) 	

分野	<p>2 . クリエーター大国を実現する</p> <p>(4) 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う</p> <p>国際的な著作権制度の調和を推進する</p>
政策項目	<p>2006年度も引き続き、現在検討されている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の早期採択に向けて、積極的に議論に貢献する。また、アジア諸国を中心に、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」への早期加入を働きかけるとともに、途上国における著作権制度の普及・整備を支援する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本レコード協会において、著作権分科会国際小委員会に委員を派遣し、放送新条約に関する諸問題に関する議論に参画した。 ・ 芸団協CPRAにおいて、WIPOの場を通じて、積極的に協力をしてきた。 ・ 民間団体において、文化庁に協力してNPO法人としてWIPO一般総会に参加し、「放送機関の保護に関する条約」成立のための外交会議開催に向けて出席国への説明、広報活動に尽力した。 ・ 民間事業者において、WIPO常設委員会に日本民間放送連盟を通じて人を派遣し、その枠組みの中で検討した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WIPO著作権等常設委員会における新条約(「放送機関の保護に関する条約(仮称)」)の作成に関する議論に積極的に参画した。(総務省) ・ 「放送機関の保護に関する外交会議の開催決定」を目指して、WIPO(世界知的所有権機関)の議論に積極的に参画した結果、「放送機関の保護に関する条約」の採択に向けた「外交会議」が来年11月に開催されることがWIPO一般総会で合意された。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、必要に応じて検討を進める。関係団体、民間事業者において政府の検討に適宜協力する。 	

(政府)

- ・ W I P O 著作権等常設委員会における新条約(「放送機関の保護に関する条約(仮称)」及び「視聴覚実演に関する条約(仮称)」)の作成に関する議論に積極的に参画していく。(総務省)
- ・ 2007年1月に第16回S C C Rが開催する。「Protection of broadcasting Organizations」について前回のW I P O一般総会にて合意されなかった条項について引き続き検討する。(文部科学省)

分野	<p>2 . クリエーター大国を実現する (5) 優れたコンテンツを顕彰し、制作を促進する 外国人マンガ家を顕彰する</p>
政策項目	<p>マンガという日本発の表現様式の国際的ステータスを高め、諸外国において市民権を獲得するため、2006年度から、新進気鋭の外国人マンガ家を顕彰するための取組を推進し、現地の作家がマンガという様式を用いて表現を行うことを奨励する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外のマンガ作家を対象とした「国際漫画賞」の創設のための準備に着手した。(外務省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像産業振興機構その他関係団体、民間事業者において、適宜政府の取組みに協力する。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国際漫画賞」の創設に向け、募集方法び選定方法等について関連団体との協議を進めており、2007年度から事業を開始する。(外務省) 	

分野	2. クリエーター大国を実現する (5) 優れたコンテンツを顕彰し、制作を促進する メディア芸術祭を充実する
政策項目	2006年度も引き続きメディア芸術に関する優れたコンテンツを顕彰し、発表と鑑賞の場を提供するとともに、国内外の制作者によるシンポジウムの開催、新しいメディア芸術表現を追究した作品展示を行い、人材育成の機会を充実する。また、コンテンツ人材とビジネスとのマッチングを行う場として、学生作品を対象としたコンテストの開催を行うなどの取組を進める。
<p><取組・施策の内容及び実施予定></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像産業振興機構において、文化庁主催のメディア芸術祭において実施された、アジア各国の学生のためのアニメ制作のワークショップに協力した。 ・ 民間事業者において、シーグラフ等、各種コンテストへの応募をし、入賞した。また、芸術祭に会場を提供した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れたマンガ、アニメーション、ゲーム、デジタルアート等のメディア芸術について顕彰を行うとともに、発表と鑑賞の場を提供する「文化庁メディア芸術祭」を開催した。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像産業振興機構その他関係団体、民間事業者において、メディア芸術祭に適宜協力する。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年度においても「文化庁メディア芸術祭」を開催し、メディア芸術に関する優れたコンテンツを顕彰し、発表と鑑賞の場を提供する。また、2007年度からは、「メディア芸術振興総合プログラム」において、「メディア芸術の総合的発信」、「創造的人材育成」、「推進拠点とネットワークの形成」を柱にメディア芸術の総合的振興を図る。(文部科学省) 	

分野	<p>２．クリエイター大国を実現する</p> <p>(５)優れたコンテンツを顕彰し、制作を促進する</p> <p>有能な人材を発掘し、顕彰する</p>
政策項目	<p>２００６年度も引き続き、映画、音楽、アニメ等の各種コンペティションの取組や優れた業績を残した人材を顕彰する取組を幅広く支援する。</p>
<p><取組・施策の内容及び実施予定></p>	
<p>集中改革期間における取組実績</p>	
<p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、映像、音楽、ゲームの分野における有能な人材を発掘するためデジタルコンペティションを、有能なCGクリエイターを発掘、顕彰するためデジタルクリエイターズコンペティションを、国内の優れたコンテンツやシステムを顕彰するためデジタルコンテンツグランプリをそれぞれ行った。 ・ デジタルコンテンツ協会において、若手クリエイターのキャリア形成を図る目的のセミナーを開催した。 ・ 日本映画製作者連盟において、ベルリン、カンヌ等一級の国際映画祭のコンペティション部門に参加、JETROが主催するカンヌ、AFMなどのフィルムマーケットにも出展するなど、海外で開催される映画祭、フィルムマーケットに積極的に参加し、日本映画の世界に向けての発信を行った。 ・ 日本レコード協会において、音楽業界・音楽文化育成のため、音楽業界挙げての総合音楽イベントとして、文化庁はじめ音楽関係7団体の後援を受け「第19回日本ゴールドディスク大賞授賞式」を開催し、授賞作品、アーティストはすべての音楽ジャンル、新人からベテランまでに亘るが、新しい音楽・才能の発掘に特に力を入れて顕彰した。 ・ 全日本テレビ番組製作者連盟において、テレビ番組制作者の制作意欲の活性化と制作能力の向上を図ることを目的としたATP賞を開催した。 ・ デジタルメディア協会において、デジタルコンテンツ産業の発展、作品の質的向上、制作者の制作意欲の向上及び人材育成を目的としたデジタルコンテンツオブジイヤー/A MDアワードを開催した。 ・ 映像産業振興機構において、デジタルコンテンツグランプリ、ゲームクリエイターズインキュベイトコンペティション、インディーズアーティストコンペティション(音楽)を実施した。 ・ 民間事業者において、漫画雑誌・文芸雑誌において新人賞を設けて「埋もれ 	

た宝」を発掘する努力を続けた。

- ・ 民間事業者において、オリジナルアニメーションのシナリオを募集し、最優秀作品に賞金を授与し、大賞受賞作品のシナリオをアニメ化し、放映を実施した。
- ・ 民間事業者において、人事制度の中で、質の高いコンテンツや視聴率の高いコンテンツを表彰し、映像コンテンツプロデューサーやディレクターのインセンティブを高めた。
- ・ 民間事業者において、コンテンツの二次利用を促進するために、二次利用に貢献の高かったコンテンツに対して表彰並びに報奨金を設けた。
- ・ 民間事業者において、2001年より表彰を実施した。次代を担うアニメーション作品の脚本を募集し、大賞受賞作品をベースとした実際のアニメーション作品（1本30分）を制作した。
- ・ 民間事業者において、民間映画祭の会場提供に協力した。また、自社で顕彰を主催した。映像関連の分野で毎年著名な活動や功績を残した人物、団体を表彰。若手を対象にした選考項目も設けた。

（政府）

- ・ テレビ番組制作者の制作意欲の活性化と制作政策能力の向上を図ることを目的とした（社）全日本テレビ番組製作社連盟主催のATP賞を後援するとともに、総務大臣賞を授与した（1987年～2005年上期）。また、デジタルコンテンツ産業の発展、作品の質的向上、制作者の制作意欲の向上及び人材育成を目的とした（社）デジタルメディア協会主催のデジタルコンテンツオブジイヤー／AMDアワードを後援するとともに、総務大臣賞を授与した（1994年～2005年）。（総務省）
- ・ 優れたマンガ、アニメーション、ゲーム、デジタルアート等のメディア芸術について顕彰を行うとともに、発表と鑑賞の場を提供する「文化庁メディア芸術祭」を開催した。また、優れた我が国の映画及び映画界に功労のあった者を顕彰する「文化庁映画賞」を実施した。（文部科学省）
- ・ 優れたデジタルコンテンツクリエイターの発掘・表彰を目的とするデジタルコンテンツグランプリに対し、経済産業大臣賞を授与した。
- ・ 2005年度には、クリエイターのキャリア形成に関する調査を行った。
- ・ 2004年度～2006年度まで、デジタルコンテンツグランプリのうち、「新しい才能」の部を独立させた形での「デジタルクリエイターズコンペティション」の開催を支援し、受賞者等の優秀なクリエイターに対してさらな

るステップアップのための研修事業を実施した。2006年度もコンペ受賞者等の中から受講生の選定等を行った。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 日本経済団体連合会において、東京国際映画祭の後援をするなど、コンテンツビジネスに関して優れた業績を残した人材を顕彰することにつき支援をする。
- ・ 全日本テレビ番組製作社連盟において、引き続き、テレビ番組制作者の制作意欲の活性化と制作能力の向上を図ることを目的としたATP賞を開催する。
- ・ デジタルメディア協会において、引き続き、デジタルコンテンツ産業の発展、作品の質的向上、制作者の制作意欲の向上及び人材育成を目的としたデジタルコンテンツオブジイヤー / AMDアワードを開催する。
- ・ 民間関係団体において、映画、音楽、アニメ等の各種コンペティションの取組を進めるとともに、優れた業績を残した人材を顕彰する取組を進める。

(政府)

- ・ 引き続き、(社)全日本テレビ番組製作社連盟が主催するATP賞や(社)デジタルメディア協会主催のデジタルコンテンツオブジイヤー / AMDアワードを後援するとともに、総務大臣賞を授与する。(総務省)
- ・ 引き続き、優れたマンガ、アニメーション、ゲーム、デジタルアート等のメディア芸術について顕彰を行うとともに、発表と鑑賞の場を提供する「文化庁メディア芸術祭」を開催する。また、優れた我が国の映画及び映画界に功労のあった者を顕彰する「文化庁映画賞」を実施する。(文部科学省)
- ・ 選定された受講生に対するステップアップ研修の実施により、クリエイター人材の育成を支援していく。(経済産業省)

分野	2 . クリエーター大国を実現する (6) コンテンツに関する研究開発を促進する 技術の開発を促進する
政策項目	2 0 0 6 年度も引き続き、以下のコンテンツ関連技術の開発を進める。 a) 学校教育におけるデジタル放送の効果的な活用方策の開発、普及促進 b) 国際標準規格を目指したデジタルシネマ技術に関する研究開発の支援 c) 文化財関係の公開・展示技術等の研究開発 d) 権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証 e) 高精細度画像関連技術の研究開発の支援、ハイビジョン技術の海外への普及促進 f) 教育コンテンツ等の共同利用を促進するための研究開発
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、関係省庁と連携し「デジタルコンテンツ地域上映事業の調査研究(みんなのムービー)」の成果を踏まえて、デジタルシネマの普及拡大に向けた諸課題の検討を行った。 ・ デジタルコンテンツ協会において、2 0 0 4 年度に産学官の有識者が参加する「デジタルシネマ推進フォーラム」を設置し、欧米や中国などの取組状況も参考にしながら、デジタルシネマの普及拡大策に関する総合的な検討を行った。 ・ デジタルコンテンツ協会において、NHK 他民間企業と協力し、超高感度撮像システム(H A R P) のフィージビリティスタディを実施している。 ・ 民間事業者において、デジタル・シネマ技術によって製作された映像のすばらしさを映画のプロモーション・イベントを通じて広く訴求した。 ・ 民間事業者において、高精細 C G 映像制作に関する研究助成金を獲得した。 ・ 民間事業者において、2 0 0 6 年「4 K Pure Cinema」= ネットワーク配信デジタルシネマ共同トライアルに配信、興行のトライアルを複数社で共同実施した。 	

(政府)

- ・ 教育分野への地上デジタル放送の利活用の検討については、「地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業」の中で、その技術面・運用面の課題を整理し、情報通信審議会での検討結果等を踏まえ、2005年度に教育分野におけるサーバー型放送及び携帯端末を活用した実証実験を行った。
- ・ 引き続き、2006年度「地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業」の中で、教育分野での実証実験を実施する準備を進めた。
- ・ 800万画素級の超高精細映像(次世代型映像コンテンツ)についてネットワークを活用してセキュアかつ効率的・効果的に編集・配信等を行う技術の研究開発を推進するため、2005年7月より、「次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発」を開始した。
- ・ パーソナル通信ネットワーク上での利便性の高いコンテンツ利用技術の開発・実証を2005年度から開始した。
- ・ ハイビジョン技術の研究開発として、超高精細映像対応型のソフトウェア符号化技術の実証システムを構築した。
- ・ 2003年日中韓情報通信大臣会合において、デジタル放送分野を含む協力取決めが合意され、これを受け、日中韓デジタル放送WGを開催し、ハイビジョンを含むデジタル放送分野での協力について意見交換を実施。2006年度は10月中旬に第3回WGが開催され、3DTVやIPTVを含む次世代放送技術に関する協力等について合意文書を作成した。(総務省)
- ・ a) 2005年度から委託事業「地上デジタルテレビ放送の教育活用促進事業」として実施している。2005年度については、学習指導案を38事例蓄積することができた。本事業にかかる具体的な取り組みの成果、課題については、2006年3月17日に報告書を取りまとめ、現在もWeb上(<http://www.chidigi.jp/>)で公開を行った。2006年度も、地上デジタルテレビ放送を活用した実践を実施し、成果をまとめている所である。
- ・ b) 科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムにおいて、16年度公募で「デジタルコンテンツ創造等のための研究開発」を課題として設定し、デジタルシネマに関する研究開発を行う課題を採択した。
- ・ c) 科学技術振興機構において、革新技术開発研究事業の公募対象分野のうち「その他革新技术」において、心豊かな社会の構築に関する課題として、文化資源の保存・活用・創造に関する研究開発課題を含めて、研究計画を民間企業から公募し、2004年に「三次元情報解析技術等の応用による文化財建造物保存・修理の高度支援システムの開発」、2005年に「文化財測定

用携帯型ラマンイメージング・顕微赤外分光装置の開発」を採択し、研究を開始した。(文部科学省)

- ・ 家庭内でコンテンツを利活用することにも応用可能な基盤技術の1つである機器認証運用管理技術について、財団法人・情報処理相互運用技術協会において、2005年7月から機器認証管理の共通仕様策定及び評価プログラム開発を行った。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ デジタルコンテンツ協会において、2008年度までに超高感度 HARP 膜の開発を支援する。
- ・ 民間事業者において、コンテンツ関連技術の開発に努める。

(政府)

- ・ 引き続き、「地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業」での教育分野におけるサーバー型放送及び携帯端末を活用した実証実験を進める。
- ・ 引き続き、「次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発」を実施して、2007年度までに次世代型映像コンテンツのネットワークによる制作・流通の実現に必要な要素技術の確立を目指す。
- ・ 引き続き、パーソナル通信ネットワーク上での利便性の高いコンテンツ利用技術の開発・実証を実施していく。
- ・ 2007年3月を研究開発の最終として、ハイビジョン技術の研究開発であるソフトウェア符号化技術の実証実験を行いソフトウェア符号化技術を確立する。
- ・ 引き続き、日中韓デジタル放送WGにおいて、ハイビジョン等デジタル放送に関し、研究・開発及び標準化等の協力を図っていく。(総務省)
- ・ a) 2006年度末までに、全体で148の実践事例を蓄積する見込みである。3月2日には、当事業の2006年度成果発表会を開催し、事業の成果を広く周知する。(文部科学省)
- ・ 家庭内でコンテンツを利活用することにも応用可能な基盤技術の1つである機器認証運用管理技術について、引き続き、財団法人・情報処理相互運用技術協会において、2007年度末までにリモート管理との連携技術の開発

や連携動作の検証を行う。

- ・ 大型ディスプレイの低消費電力化を実現するための基盤技術の開発を2007年度より行う。(経済産業省)

分野	2. クリエーター大国を実現する (6) コンテンツに関する研究開発を促進する コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する
政策項目	デザインやコンテンツ等の、工学分野と芸術分野との融合領域における知的創造活動を促進するため、2006年度も引き続き分野間の連携の下でメディア芸術に関する基盤的な研究開発を支援する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合科学技術会議で「知的財産戦略について」(2006年5月)としてとりまとめた。(総合科学技術会議) ・ メディア芸術制作者に先進的な表現手法等を提供するとともに広く国民全般が容易にメディア芸術を制作し楽しむことを可能とするため、戦略目標として「メディア芸術の創造の高度化を支える先進的科学技術の創出」を設定し、科学技術振興機構において、戦略的創造研究推進事業の研究領域「デジタルメディア作品の制作を支援する基盤技術」を定めた。2004年より、本研究領域に対する研究課題を公募、採択を行い、研究を開始した。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、政府の支援を得つつ、大学等と連携し、メディア芸術に関する基盤的な研究開発に取り組む。 ・ 民間事業者において、アニメの研究所の創設、アニメ研究に関するグローバルCOE獲得に向けて取り組む。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「デジタルメディア作品の制作を支援する基盤技術」の研究領域を引き続き推進する。(文部科学省) 	

分野	3. ビジネス大国を実現する (1) プロデューサー機能を強化し、国際的なビジネスを展開する
政策項目) 我が国のプロデューサーの国際共同企画開発を支援するため、2006年度から、(財)日本映像国際振興協会(ユニジャパン)が国際共同製作の窓口となり、情報提供・マッチング支援を行うとともに、海外の映画祭においてワークショップを開催する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本映像国際振興協会(ユニジャパン)が、東京国際映像文化振興会(東京国際映画祭)と日本映画海外普及協会を統合して発足し、フランス国立映画センター(CNC)との間で映画協力覚書を締結した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内映像制作者(プロデューサー)をカンヌ映画祭へ派遣し、我が国コンテンツの積極的PRのためのワークショップを開催した。あわせて国際共同製作のための海外映像制作者との企画マッチングの場を設けた。また、第19回東京国際映画祭において、セミナー・プロデューサーワークショップを開催した。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 映像産業振興機構において、海外諸国との合作協定や交流促進協定の締結を積極的に支援するほか、政府の支援のもと、共同制作に向けた企画マーケットを開催する。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月のベルリン国際映画祭、3月の香港フィルマートを中心に、海外で開催される映画祭でも同じくワークショップを開催し、国内と海外の映像制作者をマッチングし国際共同製作の推進を図る。(経済産業省) 	

分野	3. ビジネス大国を実現する (1) プロデューサー機能を強化し、国際的なビジネスを展開する
政策項目) 大学等において、国際的なビジネス展開力やコンテンツ技術に関する知識を有するプロデューサーとその指導者を育てるための事業を2006年度も引き続き支援する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 映像産業振興機構において、インターンシップにおける学生と企画のマッチングを行った。 日本映画製作者連盟において、文化庁支援「映画スタッフ育成事業」に参加し、映職連を窓口に関係団体等を中心に制作会社、大学等の教育機関と連携し、撮影現場スタッフのインターンシップを実施した。 民間事業者において、個別の要望に沿ってインターンを受け入れたほか、関係学校の生徒を助手として随時参加させた。 民間事業者において、クリエイターズスクールを設置し、大学生等幅広く募集し、映像コンテンツ制作のプロデューサーやディレクター業務を遂行可能な人材を育成すると共に、社として有能なコンテンツ制作担当者を確保するよう努めた。 民間事業者において、ヒットコンテンツを生み出すためのプロデューサー育成の研究室を設置した。 民間事業者において、大学などにおける公開講座を複数回実施した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学技術振興調整費「新興分野人材養成」プログラムにおいて、16年度公募で「自然科学と人文・社会科学との融合領域」を設定し、デジタルコンテンツの創造に関する人材養成の課題を採択した。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 映像産業振興機構はじめ民間関係団体において、専門性をより効果的に修得するインターンシップを実施する。 民間事業者において、大学と連携し、プロデューサー育成に努める。 <p>(政府)</p>	

- ・ デジタルコンテンツの創造に関する人材養成課題を引き続き推進する。(文部科学省)

分野	3 . ビジネス大国を実現する (2) コンテンツを輸出する 企業の海外展開を支援する
政策項目)海外におけるコンテンツの販路拡大への支援や日本文化についての国際的な理解を増進するため、2006年度も引き続き、コンテンツ海外流通促進機構への支援、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映画祭への出品の際に必要な字幕作成のための支援等を行うほか、国際交流基金やODAを通じ、アニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信を支援する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像産業振興機構において、文化庁の日本映画海外映画祭出品等支援事業の審査会に参加し、字幕制作等の助成に関する支援に関わった。 ・ 日本レコード協会において、2004年にアジア地域へのコンテンツ・ライセンス拡大を図るため、「アジア音楽市場拡大委員会」を設置し、レコード業界を挙げて取り組んできた。また、2005、6年に、中国国際オーディオ・ビデオ・インターネット総合配給展へブース出展を行い、06年は日本人アーティストによる「JAPAN NIGHT」をJETROの助成を得て実施した。2005年には、対中国官民合同ハイレベルミッションに参加し、中国行政当局に対し、著作権保護体制の早期整備を要請した。 ・ 民間事業者において、国際交流基金を支援する立場から、映画作品のプリント数十本に外国語字幕を付けて提供した。 ・ 民間事業者において、カンヌやベネチア等の各種映画祭、MIPTV・MIPCOM等の各種見本市に積極的に参加した。 ・ 民間事業者において、東京国際映画祭アジア・パシフィック・エンタテイメント・マーケットに出展した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金、ODA等を通じて、我が国の国家イメージを向上させるために効果の高い教育番組など我が国のコンテンツの海外発信を支援した。(総務省) ・ 国際交流基金を通じ、海外の日本映画祭や国際映画祭(2005年ベネチア 	

国際映画祭)における日本映画上映に対し、国際交流基金本部・在外フィルムライブラリー所蔵の字幕付フィルムの提供を行った。

- ・ 外務省(文化無償資金協力)及び国際交流基金(テレビ番組交流促進事業)のスキームを活用し、アニメ、テレビドラマ及び教育番組等のTV番組を相手国(又は申請テレビ局)に供与した。(外務省)
- ・ 国際文化交流を通じて、我が国の魅力ある文化を海外に発信し、相手国をひきつけることができる能力(ソフト・パワー)をさらに強化するため、2005年度からアニメ、マンガ、コンピュータゲーム等我が国が得意とするメディア芸術分野等で、諸外国の芸術家等とのワークショップを通じた人材育成、効果的な我が国のコンテンツの海外紹介やコンテンツの共同制作などの支援を行った。
- ・ 事業開始年度である2005年度においては、マンガ、演劇分野等につき5件のワークショップ事業を実施した。2006年度においては、音楽分野につき1件のワークショップ事業を実施したほか、マンガ、演劇分野等につき3件の事業実施を準備した。(12月時点)
- ・ 海外映画祭において優れた日本映画を世界に向けて紹介するための日本映画情報ブースへの支援や外国語字幕の制作や製作者の渡航費等に係る経費の負担を通じて出品等を支援した。また、我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供した。(文部科学省)
- ・ 2004年~2006年の5月にはカンヌ国際映画祭見本市を始めとした国際見本市への出展支援を実施するとともに、2004年及び2005年の10月には東京国際映画祭に併せてコンテンツ国際取引マーケット実施した。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 民間関係団体・事業者において、政府の支援を得つつ、わが国のコンテンツの海外発信に努める。

(政府)

- ・ 引き続き、我が国のコンテンツの海外発信支援を推進する。(総務省)
- ・ 同様の施策を引き続き実施する。

- ・ 今後も引き続き、同スキームを活用したテレビ番組の供与を実施する。(外務省)
- ・ 引き続き、海外映画祭において優れた日本映画を世界に向けて紹介するための情報ブース、外国語字幕の制作や製作者の渡航費等を支援する。また、我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供する。2006年度は3～5件程度の事業を実施する。
- ・ ワークショップ事業については、マンガ、演劇分野につき3件の事業を実施する。(文部科学省)

分野	3 . ビジネス大国を実現する (2) コンテンツを輸出する 企業の海外展開を支援する
政策項目	<p>) 2 0 0 6 年度も引き続き、日本のコンテンツの情報発信強化のため、在外公館や J E T R O 等を積極的に活用し、以下のような取組を進める。</p> <p>a) 2 0 0 6 年度から、海外に紹介されていないアニメについて、在外公館を通じて海外に紹介する「アニメ文化大使 (仮称) 」事業の推進</p> <p>b) J E T R O 等において海外拠点にコンテンツ担当者を配置するなど、情報収集機能や相談対応等の体制強化</p> <p>c) J E T R O 等においてコンテンツ関連企業が海外進出する上で留意すべき制度面 (法令や判例等) や運用面の問題、海外における市場等の現状や課題等をまとめたハンドブックを作成するなど、必要な情報提供の実施</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、コンピュータソフトウェア著作権協会上海事務所、北京・日本音楽情報センターにおけるコンテンツ専門担当官を設置、現地における情報収集や企業の海外展開に係るコンサルティング等を支援した。また、2 0 0 4 年度「中国における日本製コンテンツ侵害問題と、その紛争解決のあり方に関する調査研究」を、2 0 0 5 年度「日・米・独・仏・中の著作権制度とコンテンツの法的保護」をとりまとめ公表した。中国におけるコンテンツ産業の動向をまとめ、中国コンテンツ産業白書を編集すべく、情報収集を行った。 ・ 民間事業者において、放送衛星を韓国の放送事業者と共同所有していること等の関係から、日韓メディアに関する情報交換を恒常的に行った。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送番組の海外展開の現状や課題等について、関係機関と協力して調査検討を行い、関係者への情報提供を行った。(総務省) ・ 著作権関係団体等と連携・協力し、権利者が侵害発生国・地域 (台湾、中国) で実際に権利行使を行う際に役立つ即戦力とするためのマニュアルを作成、 	

- 配布し、これを活用したセミナーを行い、権利者の侵害発生国における権利行使の促進を図った。(文部科学省)
- ・ 2004年度からアジア地域における海賊版対策事業の一環として、JETRO 北京、上海センターに海賊版対策専門家を派遣し、情報収集、企業相談等を実施した。2006年度から現地コンテンツ専門家を配置した。
 - ・ 2004年度からアジア地域における海賊版対策事業の一環として、海外展開支援調査を実施。コンテンツ関連企業が海外進出する上で課題となる障壁等について調査を行い、報告書を取りまとめた。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ デジタルコンテンツ協会において、中国におけるコンテンツ産業の動向をまとめ、中国コンテンツ産業白書に情報を集約し、配布を前提に編纂する。
- ・ 関係団体・民間事業者において、JETRO等の取組みに適宜協力する。
- ・ 民間事業者において、引き続き情報交換を行うと同時に、今後はコンテンツの相互流通なども検討する。

(政府)

- ・ 引き続き、放送番組の海外展開の現状や課題について情報提供等を行う。(総務省)
- ・ 在外公館等において日本のアニメ作品を上映するなど、アニメを通じて海外に現代日本を紹介し、対日理解を促進する「アニメ文化大使」の創設に向け、募集方法及び選考方法等について関連団体との協議を進めており、2007年度より事業を開始する。(外務省)
- ・ 2007年1月に、セミナーを福岡、上海で開催する。また2月に韓国について、同様のマニュアルを発行する。(文部科学省)
- ・ 引き続きアジア地域における海賊版対策事業の一環として、現地コンテンツ専門家による情報収集、企業相談、現地政府とのネットワーク構築等を実施する。また、海外展開支援調査を実施し、音楽分野のライセンスプロセス調査等を行う。(経済産業省)

分野	3 . ビジネス大国を実現する (2) コンテンツを輸出する 企業の海外展開を支援する
政策項目) 2 0 0 6 年度も引き続き、国際ルールの範囲内で、民間団体と海外諸国の団体との合作協定や交流促進協定(相互の映画祭支援や映画人教育交流支援等) の締結、クリエイター等の国際交流、国際共同製作を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 >	
集中改革期間における取組実績	
(民間)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本映像国際振興協会 (ユニジャパン) が、東京国際映像文化振興会 (東京国際映画祭) と日本映画海外普及協会を統合して発足し、フランス国立映画センター (CNC) との間で映画協力覚書を締結した。 ・ 映像産業振興機構において、T I F F C O M 内で企画のマーケット、T P G (東京プロジェクトギャザリング) を開催し、国際共同製作の出会いの場を提供。国内外から企画を募集し、2 8 企画のうち、12 が海外、16 が日本からのものであった。国内外を問わず、共同製作、出資ならびにディストリビューターを募った。 ・ デジタルコンテンツ協会において、2 0 0 6 年 3 月、中国にて「日中アニメ・映画産業発展フォーラム」を実施し、日中映画関連政府機関、企業等の参加のもと、国際交流や共同制作推進の場を設定し、8 月、1 0 月の日本映像国際振興協会による日中共同制作ワークショップに発展させた。 	
(政府)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 0 0 4 年東京国際映画祭開催時に、国際交流基金を通じ、東南アジアの映画関係者グループを招聘し、映画祭の視察やシンポジウムへの参加、日本映画関係者との交流を実施した。(外務省) ・ 海外映画祭への出品等支援や海外のメディア芸術祭への参加等の支援、新進芸術家の海外留学の支援などを通じて、国際交流を推進した。(文部科学省) ・ 仏国の CNC (国立映画センター) と日本映像国際振興協会 (ユニジャパン) における映画専門家の交流等の促進を目的とした協力覚書の締結 (2 0 0 5 年 5 月) を支援した。(経済産業省) 	

今後の取組

(民間)

- ・ 映像産業振興機構において、海外諸国との合作協定や交流促進協定の締結を積極的に支援するほか、政府の支援のもと、共同制作に向けた企画マーケットを開催する。
- ・ デジタルコンテンツ協会において、韓国（KOFIC）、中国（中国電影科学技術研究所）の3団体間で、デジタルシネマを中心とした技術・人材の交流を目的としたMOUを締結する。

(政府)

- ・ (財)日本映像国際振興協会と海外諸国の団体とが締結する協定等に係る調整等を行う。(外務省)
- ・ 引き続き、海外映画祭への出品等支援や海外のメディア芸術祭への参加等の支援、新進芸術家の海外留学の支援などを通じて、国際交流を推進する。(文部科学省)
- ・ 海外との共同製作を促進するため、産業ニーズも踏まえながらMOU(協力覚書)を結ぶことができる国を調査する。また、海外の共同製作に対する助成制度等を調査し、国内外における見本市等において我が国コンテンツのPR活動を実施し、共同製作の基盤整備を図る。(経済産業省)

分野	3. ビジネス大国を実現する (2) コンテンツを輸出する 企業の海外展開を支援する
政策項目)家庭用ゲームを中心としたゲームの製作・流通に関する国際競争力強化のため、「ゲーム産業戦略」を2006年度中に取りまとめる。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、経済産業省「ゲーム戦略研究会」に協力した。 ・ デジタルコンテンツ協会において、ゲーム産業戦略研究会で提言された「ゲーム産業における共通的な技術課題の調査」「技術課題解決のための産学連携・企業間連携の促進」「中小・ベンチャー企業のビジネス展開の推進」を調査・研究する委員会を設立した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ゲーム産業戦略」を取りまとめ、2006年8月24日に公表した。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、「ゲーム産業における共通的な技術課題の調査」「技術課題解決のための産学連携・企業間連携の促進」「中小・ベンチャー企業のビジネス展開の推進」の調査結果を元に、政策提言を行う。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ゲーム産業戦略」に基づき、産学官で取組を実施していく。(経済産業省) 	

分野	3 . ビジネス大国を実現する (2) コンテンツを輸出する 東京国際映画祭の抜本的な強化を進める
政策項目	2006年度も引き続き、コンテンツの輸出を加速するため、東京国際映画祭のマーケット機能を一層拡充するとともに、開催時期に合わせ地域映画の上映やシンポジウム、ロケーションマーケットなど映画関連の各種イベントを集中して実施することを支援する。また、2006年度中に、ゲーム、アニメ、音楽、ファッションや観光などのコンテンツ関連イベントも併せて開催することを支援する。

< 取組・施策の内容及び実施予定 >

集中改革期間における取組実績

(民間)

- ・ 日本経済団体連合会において、東京国際映画祭、TIFFCOMを後援した。
- ・ 映像産業振興機構において、TIFFCOM期間中の入場者が昨年延べ7224人から、14676人に倍増。ブース数も100から112、出展企業数も131から163に増加するなど、あらゆる点で昨年を上回り、各国から多くの来場者が参加し、盛況に終わった。映像産業振興機構が実施したTPG(東京プロジェクトギャザリング)は、2005年度はすべて日本から寄せられた20企画だったが、2006年度は海外からのものも含めた28企画となり、国際共同製作等の促進を行った。
- ・ 日本レコード協会において、音楽産業文化振興財団(PROMIC)は、過去2年間東京国際映画祭の開催時期に合わせ「東京アジアミュージックマーケット(TAM)」を開催し、アジア各国の新人アーティストの紹介ライブや音楽文化交流を目的としたセミナーを開催してきた。
- ・ 民間事業者において、2006年度に、ANIMEX TIFF & DIGITAL TIFF、-ANIMEX TIFFの企画としてのトーク・イベント等に参画。その他、特別招待作品上映や、コリアン・シネマ・ウィーク2006、中国新鋭監督特集に作品を提供し、映画祭に対する支援を行った。また、秋葉原エンタまつり2006に協賛した。
- ・ 民間事業者において、自社番組の海外販売を目的にマーケットへ05、06年と2年連続して参加している。同時に自社のドラマ、アニメーションなどをマーケットで紹介することなどで参画した。
- ・ 民間事業者において、1985年の第1回より東京国際映画祭には積極的に関わり、東京国際映画祭の役員及び事務局へ人を派遣するなど、可能な限り

協力した。

- ・ 民間事業者において、東京国際映画祭の実行委員を務め、積極的に協力した。
- ・ 民間事業者において、2003年より、映画祭としての充実（上映作品の充実、六本木での開催、レッドカーペットの導入等）、TIFFCOM（フィルムマーケット）の開催、エンタまつり（アニメ・キャラクターの祭典）の開催、Cyber TIFFの導入等に積極的に協力した。

（政府）

- ・ 東京国際映画祭に対する財政支援を行ったほか、開催期間に合わせて文化庁映画賞贈呈式等の文化庁主催の映画関係事業を実施した。（文部科学省）
- ・ 第17回東京国際映画祭において、「東京国際フィルム&コンテンツマーケット2004～フィルム&TVプログラム」を実施し、映画及びTV番組を中心としたビジネスマーケットの機能を付与するとともに、「東京国際エンタテインメントマーケット2004」を支援し、出版、キャラクターグッズ、ゲームなどのビジネスマーケットを実施した。第18回東京国際映画祭では、前年度の2つのマーケットを統合し、コンテンツ産業振興の「軸」となるコンテンツマーケットであるTIFFCOM2005を主催することにより、商談件数、入場者数等において前回は大幅に上回る結果を得た。海外のセラー、バイヤーを招聘し、商談を促進することで、我が国コンテンツマーケットの海外展開を支援した。2006年度においても、TIFFCOM2006を主催し、産業界の国際展開を更に支援した。（経済産業省）

今後の取組

（民間）

- ・ 日本経済団体連合会、映像産業振興機構において、東京国際映画祭を後援するほか、関連イベントへの支援などを積極的に行う。
- ・ コンピュータエンターテインメント協会において、マルチメディア展開を実施しているゲームや、「日本ゲーム大賞」受賞作のムービーなどを中心に出版、映画祭におけるスクリーンの提供等を依頼する。
- ・ 日本レコード協会において、海外との音楽文化交流事業について、今後、国の支援も含め外部への働きかけを強め、継続・拡大を目指す。また、アジア各国のヒットアーティストが一堂に会する音楽祭的なイベントの開催についても検討を開始する。
- ・ 民間事業者において、東京国際映画祭事務局へさらに出向させる。

(政府)

- ・ 東京国際映画祭に対する財政支援を行うほか、開催期間に合わせてシンポジウムや文化庁映画賞贈呈式等の文化庁主催の映画関係事業を実施する。(文部科学省)
- ・ 東京国際映画祭等の既存コンテンツ関連のイベントを積極的に拡大し、映画、アニメ、ゲーム等の多様なコンテンツを世界に向けて総合的に発信する場として現在検討中。2007年秋に開催する。(経済産業省)

分野	3. ビジネス大国を実現する (2) コンテンツを輸出する コンテンツ関係情報提供のためのポータルサイトを創設する
政策項目	国内外の利用者が我が国のコンテンツに関する情報に円滑にアクセスできるよう、関係者が協力して権利の所在情報等を提供できる体制を充実するとともに、2006年度中に、コンテンツ・ポータルサイトの創設に向けた支援を行う。

< 取組・施策の内容及び実施予定 >

集中改革期間における取組実績

(民間)

- ・ 日本経済団体連合会において、2004年1月よりコンテンツの2次・3次利用の促進方策について検討を行い、2005年3月の提言「『知的財産推進計画2005』の策定に向けて」において、コンテンツ・ポータルサイトの整備を提言し、政府（知財事務局、総務省、文部科学省、経済産業省等）・与党（コンテンツ産業振興議員連盟等）関係方面にその実現を働きかけた。2005年8月に、関係団体・民間事業者からなるコンテンツ流通促進分科会を設置し、サイトの概要について検討し、2006年3月の提言「『知的財産推進計画2006』の策定に向けて」において、2006年度内のサイト構築に向けた政府支援を要望した。2006年8月に、ポータルサイトの推進組織となるコンテンツ・ポータルサイト運営協議会を設立した。
- ・ 映像産業振興機構において、コンテンツ・ポータルサイト運営協議会（8月2日設立）から事務局業務を受託し、外部委託業者とのシステム構築の打合せ、コンテンツホルダーとの調整を行なった。
- ・ 日本レコード協会において、エンターテインメント・コンテンツ産業部会傘下の「権利処理基盤整備分科会」「コンテンツ流通促進分科会」においてコンテンツの二次・三次利用促進の為の情報提供基盤体制実現に向けた話し合いに、レコード製作者の立場として参画。各コンテンツ分野が集まるコンテンツ・ポータルサイトにおいて、音楽産業として情報公開する為のデータ項目の検討などの詳細項目を確定し、会員社の合意を得て、ポータルサイトへの参加をとりつけた。
- ・ 権利者団体等で構成されるデジタル時代の著作権協議会（CCD）において、著作権契約が円滑に行われることをめざし、権利者所在情報のデータベース化とその活用を図るための調査研究を行った。
- ・ 民間事業者において、コンテンツ・ポータルサイトの立ち上げについては

企画検討等で参画し一定の方向性を見出した。サイトへの情報提供により、海外へ発信することは、コンテンツ流通の促進のため意義があることと認識し、ポータルサイトへ参加することを決定した。海外主要メディアとの直接的な人脈の構築・維持を基盤として、多メディア環境における国際的なコンテンツのあり方につき、適宜情報交換を行い、将来的なコンテンツ国際展開のあり様を模索した。

(政府)

- ・ 2004年度までは、「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」の推進を通じて、放送番組等映像コンテンツの二次利用に係る権利許諾手続の円滑化に向けた汎用メタデータ体系の策定・精緻化、及びメタデータを活用した権利クリアランスの在り方とその有効性について検討を実施してきた。
- ・ 上記成果の幅広い関係者への普及・啓発を目的としたシンポジウムを開催するとともに、2006年度上半期には、番組制作会社、権利者団体、放送事業者、配信会社等の民間関係者による放送番組等の映像コンテンツの流通に共通に必要なとされるメタデータを管理するツールの開発を支援した。(総務省)
- ・ デジタル時代の著作権協議会(CCD)、エンターテインメント・コンテンツ産業部会コンテンツ流通促進分科会にオブザーバーとして出席する等、関係者間の協議、取組等を支援した。
- ・ ポータルサイト創設に向け、文化庁「日本映画情報システム」の情報を提供する等の連携方策について日本経済団体連合会と検討を行った。(文部科学省)
- ・ 本年度委託事業を通じて、コンテンツ・ポータルサイトにおけるコンテンツの内容や権利者情報等のあり方とポータルサイトを利活用したビジネスモデルについて検討を進めた。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 日本経団体連合会その他関係団体、民間事業者において、コンテンツ・ポータルサイトの取組への支援、協力を行う。
- ・ 映像産業振興機構において、2007年3月に試験運用し、2007年4月からの本格運用を目指す。

- ・ 日本レコード協会において、ポータルサイトのテスト運用が開始し、音楽データもテストデータを提供の上、2007年4月からの本格運用の体制を整える。

(政府)

- ・ コンテンツポータルサイト創設に向け、これまでの成果である汎用メタデータ体系などのノウハウ面の協力等の支援を実施していく。(総務省)
- ・ デジタル時代の著作権協議会(CCD)、コンテンツ・ポータルサイト運営協議会に出席する等、引き続き、関係者間の協議、取組等を支援する。
- ・ 検討を踏まえ、「日本映画情報システム」との連携を図る等、支援を実施する。(文部科学省)
- ・ 引き続き、本年度委託事業を通じてコンテンツ・ポータルサイトの創設に向けた支援を行う。(経済産業省)

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(2) コンテンツを輸出する</p> <p>情報家電のネットワーク化を一層促進する</p>
政策項目	<p>我が国の技術開発力をいかし、ユーザーにとって便利でやさしい情報家電のネットワーク化を一層促進するため、以下の研究開発・実証実験を2006年度中に実施する。</p> <p>a) 性能に差異がある情報家電でも、安全・安心に、ネットバンキングやe コマース、機器自動調整等のサービスに利用できる技術の確立</p> <p>b) 各情報家電の相互接続性確保のために最低限必要なホームサーバ・ホームゲートウェイの仕様の確立</p> <p>c) コンテンツ配信モデルの検証</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p><u>集中改革期間における取組実績</u></p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、エンターテインメント・コンテンツ関係者連携に関する懇談会を設置し、エンドユーザーがコンテンツ産業に期待すること、ソフト・ハード業界が考えるメディア・端末の将来像について検討し、2006年4月に「エンターテインメント・コンテンツ関係者の戦略的コラボレーションに向けて」をとりまとめた。 ・ デジタルコンテンツ協会において、関係省庁と連携し、一般家庭や小規模な会場において、安価な民生機器を用いて高品位なHD (ハイビジョン) コンテンツを配信する事が可能な、データ放送プログラムによる視聴制御や再生制御機能を付加したシステムを構築し実証実験を実施した。 ・ 民間事業者において、ブロードバンドでのコンテンツ配信にも対応可能なサーバー型放送の実現に向けて、サーバー型放送運用規定作成プロジェクトを事務局として運営し、「サーバー型放送技術仕様」の策定に貢献した。また、総務省「次世代ブロードバンドコンテンツ流通フォーラム」に参加し、ブロードバンドにおけるコンテンツ流通を促進するための実験内容を検討した。NPO「ブロードバンドアソシエーション」に参画し、ブロードバンドの活用に向けて各種セミナーを開催。CEATEC 2006での「情報家電ネットワーク化に関する検討会」のデモンストレーションに、コンテンツを提供した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年7月「情報家電ネットワーク化に関する検討会」の中間取りまと 	

めを踏まえ、2006年度7月より「情報家電の高度利活用技術の研究開発」において基本設計・試作を実施した。(総務省)

- ・ 2006年10月3日から「CEATEC2006」において、「情報家電ネットワークに関する研究会」メンバーである経済産業省、総務省、通信事業、放送事業者、メーカーによるシンポジウムを開催し、2006年度実施した実証実験の状況を報告した。
- ・ 実証実験のために開発した情報家電の展示を「CEATEC 2006」会場で行い、会場に訪れた消費者に実際に体験して貰って、情報家電に対する意見を収集した。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 民間事業者において、情報家電のネットワーク化、ブロードバンドでのコンテンツ流通に向けた取組を進める。
- ・ 民間事業者において、フォーラム及びNPO団体などでの活動を通じて、ブロードバンドでのコンテンツ流通の促進に貢献する。

(政府)

- ・ 引き続き研究開発を実施する。(総務省)
- ・ 実証実験の成果をメーカーだけでなく、情報家電向けに情報サービスを検討している事業者と共有できるように、実験の内容を報告書として取りまとめ中。なお、完成した報告書は事業終了後、広く配布する。(経済産業省)

分野	3. ビジネス大国を実現する (2) コンテンツを輸出する 諸外国との連携を強化する
政策項目)アジア各国の閣僚級会合である「アジアコンテンツ産業セミナー」の開催やアジアを対象としたライセンス研修事業等を2006年度も引き続き実施する。

< 取組・施策の内容及び実施予定 >

集中改革期間における取組実績

(民間)

- ・ 日本経済団体連合会において、2005年10月の第1回セミナー(於 東京)、2006年5月の第2回セミナー(於 マニラ)に、依田エンターテインメント・コンテンツ産業部会長が専門家委員として参加した。
- ・ 映像産業振興機構において、アジア各国の閣僚級会合である「アジアコンテンツ産業セミナー」(マニラにて開催)に参加した。
- ・ デジタルコンテンツ協会において、日本、台湾、韓国におけるデジタルコンテンツ産業フォーラムを開催し、政府間、産業間の交流及び戦略的協力関係を結び共同発展を促進させるよう努めた。
- ・ デジタルコンテンツ協会において、AOTS事業であるアニメ、ゲーム、放送、映像、デジタルシネマ等の研修事業のカリキュラム作成、講師依頼、資料作成等を実施した。
- ・ 民間事業者において、中国の大学へ毎年、社員を語学研修生として派遣している。
- ・ 民間事業者において、中国天津市に、南開大学との合弁によりCGクリエイターの学校を設置している。
- ・ 民間事業者において、2005年はアジアコンテンツ産業セミナーにパネリストとして参加した。
- ・ 民間事業者において、2006年5月の第2回セミナー(於 マニラ)に、専門家委員として参加した。
- ・ 民間事業者において、第1回及び第2回東南アジア・ミュージックマーケットに参加するとともに、TIFFCOM2004及び2005、日中韓文化コンテンツ産業フォーラム2004並びに2005等に積極的に参加した。
- ・ 民間事業者において、上海・インターネット総合展示会に参加した。また中国本土へ音楽作品のライセンスが実行された。
- ・ 民間事業者において、「アジア地域におけるコンテンツ海外展開事業化調査事業」に関する提案書を提出した。

(政府)

- ・ 2005年10月にASEAN+インド、中国、韓国及び日本の14か国の専門家及び閣僚級によるアジア・コンテンツセミナーを日本にて実施した。2006年5月には第2回会合をフィリピンで開催し、今後3年間のアクションプランを取りまとめた。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 日本経団連、デジタルコンテンツ協会はじめ民間関係団体・事業者において、アジア・コンテンツ産業セミナーの開催に協力する。
- ・ デジタルコンテンツ協会において、AOTS事業の一部として、中国映画関係者への研修、ASEANコンテンツ産業関係者への研修、中国放送関係者への研修を実施する。

(政府)

- ・ 必要に応じ、関係省庁等の取組に対して協力する。(外務省)
- ・ 第2回アジア・コンテンツ産業セミナー閣僚会合で合意したアクションプランについて、その実行を図る。また、2007年にマレーシアにおいて開催が予定されている第3会合の開催に向けて必要な協力を行う。(経済産業省)

分野	3 . ビジネス大国を実現する (2) コンテンツを輸出する 諸外国との連携を強化する
政策項目)国際競争力のあるコンテンツを作るとともに、創作活動の場としての日本の魅力を増す観点から、外国人クリエイターの受入れを促進する。このため、2006年度中に、産業界における具体的なニーズや外国人クリエイターが有する専門的な知識や技術の内容、それを客観的に評価する方策等を明確化する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、大学・大学院における留学生の受け入れ、現地での説明会や入試の実施、留学生減免制度を導入した。 ・ 民間事業者において、イタリア・フランス・中国等からクリエイターを受け入れた。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省が実施した、複数のコンテンツ系企業からのヒアリングを通じた外国人クリエイターに対する具体的なニーズ等の調査状況について、同省との間で情報共有を行った。(法務省) ・ 2003年7月、経済産業省において、有識者等からなる「コンテンツ産業の国際展開に向けて～世界へ発信、日本ブランド～」の研究会にて、「就労ビザ取得の円滑化等、優秀な人材が世界から我が国に集まるための環境整備」等について、報告をまとめた。 ・ AOTS ((財) 海外技術者研修協会) のスキームにより2004年から知財ビジネス研修として、アニメ、音楽、映像等の分野で受入研修を実施した。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、必要に応じて外国人の受入れを進める。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際競争力のあるコンテンツを作るとともに、創作の場としての日本の魅力 	

を増す観点から外国人クリエイターの受入を促進するため、 産業界の受入ニーズ等を把握するとともに、 円滑な受入を実施するために必要な、専門的な技術等を客観的に評価する方策の在り方について、検討を進めていく。

- ・ 外国人クリエイターの受入に係る具体的なニーズ、評価方策等について検討を図る。（経済産業省）

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する (2) コンテンツを輸出する 音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する</p>
政策項目	<p>2006年度も引き続き、音楽レコードの還流防止措置の運用状況や海外における邦楽レコードの販売・ライセンス状況を調査し、公表するとともに、輸出の拡大を促す。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>集中改革期間における取組実績</u> (民間) ・ 日本レコード協会において、2005年度に、会員会社2社が国の支援を得て「アジア地域におけるコンテンツ海外事業化調査事業」を実施するとともに、当該協会も国の支援を得て中国における市場調査事業を実施した。さらに、2006年度上半期はJETROの支援を得て上海音像博覧会への日本ブース出展及び日本人アーティストによるライブを行った。2005年には、中国官民合同ミッションに参画し、正規版の流通を促進するため、中国政府等に海賊版対策を強く要請した。 ・ 民間事業者において、還流防止対策の専任者を置いて積極的に活用すると共に、ライセンシーとの情報を密にして適切な表示がなされるように指導した。 (政府) ・ 受理済みの還流防止措置に係る輸入差止申立ては、その内容を随時公開しており、税関ホームページにおいて検索を可能にした(2006年12月31日現在、還流防止措置に係る有効輸入差止申立件数は254件)。 ・ 2006年7月より通達を改正し、還流防止措置に係る輸入差止申立てを税関が受け付けた段階で、その内容を税関ホームページにおいて公開した。(財務省) ・ 2004年通常国会にて、我が国の音楽文化の積極的な海外普及を促進するため、いわゆる還流防止措置を導入した。導入後は、制度が適切に運用されるよう、必要に応じ関係者に指導助言を行った。(文部科学省) ・ 関係団体等との間で、還流防止措置制度の運用状況について意見交換等を行</p>	

った。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 日本レコード協会において、国の支援により、ライセンス輸出会員社及びライセンス数の一層の増加を図るため、「アジア地域におけるコンテンツ正規版流通促進事業」を実施する。また、日中韓文化コンテンツ産業フォーラムに参加し、音楽業界の交流を図る。
- ・ 関係団体、民間事業者において、引き続き輸出の拡大に努める。

(政府)

- ・ 引き続き、還流防止措置に係る輸入差止申立ての受付、審査及び受理を行うとともに、税関ホームページ等を通じて申立ての内容を公開する。(財務省)
- ・ 引き続き、制度が適切に運用されるよう、必要に応じ関係者に指導助言を行う。(文部科学省)
- ・ 適宜関係団体と意見交換を実施する。(経済産業省)

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(3) 著作権に係る課題を解決する</p> <p>マルチユースを想定した契約を普及し、権利の集中管理を進める</p>
政策項目	<p>2006年度中に、マルチユースを想定しクリエイターへのリターンにも配慮した契約の普及を図るとともに、映像実演やレコード等の集中管理が進んでいない分野において、著作権管理事業制度の一層の活用を進める。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p><u>集中改革期間における取組実績</u></p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本芸能実演家団体協議会・C P R Aにおいて、従来からレコード実演に関する放送利用について集中管理を行っているが、放送実演を含めたI Pマルチキャスト放送による同時再送信のほか、番組販売、ネット利用についての集中管理体制を整備した。 ・ 日本レコード協会において、従来からレコードの放送利用について集中管理を行っているが、I Pマルチキャスト放送による同時再送信のほか、レコードのネット利用についての集中管理体制を整備した。 ・ 民間事業者において、著作権者から個別の許諾を得て、出版物の電子出版・インターネット配信に積極的に取り組んでいる。また、携帯電話においては自らがサイト運営者となって、自社が出版した、あるいは雑誌掲載した著作物を利用したさまざまなコンテンツを開発・製作し、配信し、著作権者に配分した。 ・ 民間事業者において、ブック・オン・デマンドを円滑に行うための契約を整備した。 ・ 民間事業者において、店舗販売という既存の流通チャンネル中心のビジネスを展開し、ネットにおけるオンラインは店舗への誘導のための情報サイトを構築し、オンラインショッピングに対する位置付けを明確にし、店舗販売の補完ではなく、新しいビジネスとして捉え本格的なショッピングを開始し、全国をターゲットとした商品を選択し、コンテンツを発信した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツホルダー、権利者団体間の利用ルール策定に向けて、コンテンツに係る権利処理ルールの確認やフィンガープリント技術の活用方策につい 	

て検討を実施した。(総務省)

- ・ 必要に応じて、関係者間の協議等の支援を行った。
- ・ 2005年の文化審議会著作権分科会契約流通小委員会において、「著作権契約の在り方等について」の検討を行い、2006年1月、検討結果を著作権分科会報告書(2006年1月)にまとめた。
- ・ 同分科会報告書を受け、2006年度「著作権契約の在り方に関する調査研究」において、国内外の契約実態にかかる調査、分析を行った。(文部科学省)
- ・ 関係団体等との間で、マルチユースを想定した契約や集中管理の体制等について、意見交換を行った。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 芸団協CPRA、日本レコード協会において、放送実演およびレコード実演に関する集中管理に取り組む。
- ・ 民間事業者において、適宜マルチユースを想定した契約に取り組む。

(政府)

- ・ 不明権利者救済スキーム等、関係者の取組を促進する。(総務省)
- ・ 2007年度においても、国内外の契約実態にかかる調査、分析を引き続き実施し、我が国における著作権契約のあり方について実践的な提言を策定するための基礎資料とする。(文部科学省)
- ・ 適宜関係団体と意見交換を実施し、民間における集中管理等への取り組みを奨励する。(経済産業省)

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(3) 著作権に係る課題を解決する</p> <p>ブロードバンド配信に関する利用料率に係る取組を促進する</p>
政策項目	<p>2006年度も引き続き、放送事業者制作のテレビドラマをブロードバンド配信する場合の使用料額の目安に関する暫定合意など、二次利用のためのルールづくりに向けた関係者間の協議を奨励し、利用に向けた普及を行う。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p><u>集中改革期間における取組実績</u></p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、「利用者団体協議会」で、「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」が2003年6月に公表した『中間とりまとめ』を受け、同年7月以来、著作権関係団体との間で協議を続けてきた結果、2005年3月に放送局制作のテレビドラマ番組をストリーム配信する場合をモデルとした料率について合意した。 ・ 日本芸能実演家団体協議会・C P R Aにおいて、従来からレコード実演に関する放送利用について集中管理を行っているが、放送実演を含めたIPマルチキャスト放送による同時再送信のほか、番組販売、ネット利用についての集中管理体制を整備した。 ・ 日本レコード協会において、従来からレコードの放送利用について集中管理を行っているが、IPマルチキャスト放送による同時再送信のほか、レコードのネット利用についての集中管理体制を整備した。 ・ 民間事業者において、2004年10月よりNTT・KDDI系を皮切りにVOD配信を開始している。 ・ 民間事業者において、放送番組のネット利用に係る集中管理の導入に積極的に参画した。 ・ 民間事業者において、各権利団体と暫定的合意を行い、自動公衆送信にコンテンツ供給を開始した。 ・ 民間事業者において、各種権利者団体と協議し、2006年3月までブロードバンド配信についての暫定料率を設定した。 ・ 民間事業者において、脚本権利団体（日本脚本家連盟・日本シナリオ協会）とは、暫定合意に従って脚本印税を支払った。 	

(政府)

- ・ 2004年度までは、「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」の推進を通じて、放送番組等映像コンテンツの二次利用に係る権利許諾手続の円滑化に向けた汎用メタデータ体系の策定・精緻化、及びメタデータを活用した権利クリアランスの在り方とその有効性について検討を実施してきた。
- ・ 2005年度は、上記取組成果の幅広い関係者への普及・啓発を目的としたシンポジウムを開催するとともに、残課題への対応を図るべく民間関係者による検討の場(ユビキタスネット流通に向けた権利クリアランス協議会)を組成し、関係者間で過去の放送番組の二次利用に関する権利処理手続きについて検討した。
- ・ 2006年度上半期には、番組制作会社、権利者団体、放送事業者、配信会社等の民間関係者による放送番組等の映像コンテンツの流通に共通に必要なとされるメタデータを管理するツールの開発を支援した。(総務省)
- ・ 必要に応じて、関係者間の協議等の支援を行った。(文部科学省)

今後の取組

(民間)

- ・ 日本経済団体連合会において、必要に応じて、使用料率の見直しや関係者間の協議を促す。
- ・ 関係団体、民間事業者において、二次利用に関するルールづくりに向けた協議を進める。

(政府)

- ・ 引き続き、関係者間の協議等の支援や、関係者の取組を促進する。(関係府省)

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(3) 著作権に係る課題を解決する</p> <p>デジタル化時代に対応した法制度を構築する</p>
政策項目	<p>知的財産基本法第 1 8 条第 2 項の趣旨に則り、2 0 0 6 年度中に、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した国際的な枠組みを含めた法制度の検討を行い、コンテンツ流通の促進やクリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、2 0 0 6 年 9 月に知的財産委員会のもとに、著作権部会を設立した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツ流通の促進に向け、情報通信審議会において各種課題についての検討を開始した。(総務省) ・ 2 0 0 6 年度、「次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方についての調査研究」を実施し、新しい時代の著作権制度について議論を進めた。(文部科学省) ・ 関係団体等との間で、コンテンツビジネスの現状と今後についてヒアリング等を交えて意見交換を行った。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会は、必要に応じて検討を進める。関係団体、民間事業者において、政府における検討に適宜協力する。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き検討を行い、2 0 0 7 年 7 月を目処にとりまとめを実施する。(総務省) ・ 2 0 0 7 年度においては、「次世代ネットワーク社会における著作権制度の 	

あり方についての調査研究会」での研究成果を広く一般に還元するために、文化庁 HP にて報告書を公表するとともに、同テーマでのシンポジウムを開催する。(文部科学省)

- ・ 今後の施策立案の参考とするため、適宜関係団体と意見交換を実施する。(経済産業省)

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する (3) 著作権に係る課題を解決する 私的使用複製について結論を得る</p>
政策項目	<p>私的録音・録画について抜本的に見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行い、2007年度中に一定の具体的結論を得る。その際、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案するとともに、国際条約や国際的な動向との関連やユーザーの視点に留意する。また、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し、オンライン配信への移行を踏まえた音楽関連産業の在り方等についての検討を進め、2006年度中に結論を得る。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>集中改革期間における取組実績</u> (民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私的録音補償金管理協会及び私的録画補償金管理協会において、私的録音録画補償金制度について広く国民に周知するため、ポスターや新聞などを活用した広報活動に努めた。 ・ 日本芸能実演家団体協議会・C P R Aにおいて、私的録音補償金制度に関するシンポジウムを開催し、広く国民の理解を深めた。 ・ 関係権利者団体において、私的録音録画補償金制度のあり方について研究を行うため、関係権利者団体間による勉強会を開催した。 ・ 民間事業者において、法制度については日本民間放送連盟知的所有権対策委員会で検討を行っており、これに参画した。 ・ 民間事業者において、社内勉強会を開催し、外部の専門家を交えながら、当社における「私的複製」と「D R M」とのバランスについて検討を重ねた。 ・ 民間事業者において、ブロードバンド配信に関する利用率の暫定ルール（いわゆる経団連ルール）の策定にあたっては、弊社からは、世話人として委員を派遣することにより、その策定を支援し、2006年3月末日までの暫定ルールの作成に貢献した。 ・ 民間事業者において、私的録画についての議論を行い、その意味についても議論を重ねた。私的録画により、権利者の持つ権利が制限されている現状を 	

憂慮し、今後の対応を検討した。

- ・ 民間事業者において、知的財産協会デジタルコンテンツ委員会に参加し、私的使用複製等の権利侵害規定の権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意し、公正な利用を促進する観点から議論を行った。

(政府)

- ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。
- ・ 2006年1月に同分科会として報告書がとりまとめられ、2007年度には一定の結論を得るよう、迅速に検討を行う必要があるとされた。
- ・ 私的録音録画補償金制度に関して集中的な検討を行うため、2006年3月に同分科会に私的録音録画小委員会を設置し、2007年度中を目処に結論を得るべく検討を開始した。
- ・ 2006年の同分科会法制問題小委員会においても並行して、「私的使用目的の複製の見直し」について検討を行い、12月に「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(私的複製・共有関係及び各ワーキングチームにおける検討結果)報告書」を取りまとめた。(文部科学省)
- ・ 補償金制度については、2005年4月27日に公表した「情報経済・産業ビジョン」において、「予算措置等の活用を含め、私的録音録画補償金制度の縮小・廃止等に向けた検討を開始すべき」との基本的考え方を示した。
- ・ また、2006年6月9日に取りまとめられた「新経済成長戦略」においても、「私的録音録画補償金については、その廃止を含めて抜本的に見直すとともに、技術的保護手段との関係で私的複製の範囲を明確化」すべきとの考え方を示した。
- ・ その後も、上記考え方にに基づき、本制度のあり方等について検討を進めてきた。(経済産業省)

今後の取組

(民間)

- ・ 日本経済団体連合会において、必要に応じて検討を進める。関係団体、民間事業者において、政府における検討に適宜協力する。

(政府)

- ・ 「私的使用目的の複製の見直し」については、私的録音録画小委員会の検討

を踏まえ、引き続き検討を行う。

- 私的録音録画補償金制度については、私的録音録画小委員会において引き続き検討を行う。(文部科学省)
- 引き続き、補償金制度の廃止を含めた抜本的な見直しのため、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約のあり方の見直し、オンライン配信への移行を踏まえた音楽関連産業のあり方等についての検討を進めていく。(経済産業省)

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(3) 著作権に係る課題を解決する</p> <p>デジタル化時代に対応した権利制限について結論を得る</p>
政策項目	<p>) デジタル機器の保守・修理時における一時的固定等について、一定の条件の下で複製権を制限する規定を整備するため、2006年度中のできるだけ早い国会において著作権法の改正案を提出する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、米国の録音物デジタル実演権法を参考に、同様の法案の提案を検討している。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」を取りまとめた。 ・ 2006年1月に取りまとめられた文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、保守・修理時における一時的固定等について複製権を制限する規定を創設する著作権法改正法が2006年臨時国会において成立した。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体・民間事業者において、法改正等を踏まえ必要な取組を行う。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年7月1日の改正法施行に向けて、周知に努める。(文部科学省) 	

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(3) 著作権に係る課題を解決する</p> <p>デジタル化時代に対応した権利制限について結論を得る</p>
政策項目	<p>)e ラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案を踏まえて検討を行い、2007年度中に結論を得る。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」を取りまとめた。 ・ 2006年1月に、文化審議会著作権分科会において、教育行政及び学校教育関係者による具体的な提言を待って検討することが適当であるとする報告書を取りまとめた。 ・ メディア教育開発センターにおいて、2005年度に「IT活用教育と著作権」をテーマとするフォーラムを開催し、権利者と利用者との間でパネルディスカッションを行うこと等を通じてIT活用教育に関する課題や対応策について検討を行った。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体・民間事業者において政府の検討に適宜協力する。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育行政及び学校教育関係者による具体的な提言を踏まえ、検討を行う。(文部科学省) 	

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(3) 著作権に係る課題を解決する</p> <p>権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する</p>
政策項目	<p>非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製などの特許審査手続きに係る権利制限、承認・再審査・再評価制度において必要な研究論文等の複製などの薬事行政に係る権利制限等に関し、2006年度中のできるだけ早い国会において著作権法の改正案を提出する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本書籍出版協会において、図書館団体と権利者団体による「図書館当事者協議会」に参加し、図書館における図書利用に関し、権利者の利益と利用者の利便のバランスに留意し、種々のガイドライン、協定等について検討した。 ・ 民間事業者において、知的財産協会デジタルコンテンツ委員会に参加し、私的使用複製等の権利侵害規定の権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意し、公正な利用を促進する観点から議論を行った。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」を取りまとめた。 ・ 2006年1月に取りまとめられた文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、特許・薬事等に関する審査等の手続において複製権を制限する規定を創設する著作権法改正法が2006年臨時国会において成立した。(文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体、民間事業者において、法改正等を踏まえ必要な取組を行う。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年7月1日の改正法施行に向けて、周知に努める。(文部科学省) 	

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(3) 著作権に係る課題を解決する</p> <p>契約・利用の観点からライセンスの保護などについて結論を得る</p>
政策項目	<p>共有著作権、著作物の「利用権」及びライセンスの保護に係る制度整備等について検討を行うとともに、その関連で登録制度を見直すことなどに関して検討を行い、2007年度中に結論を得る。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、コンテンツ立国として安心・安全な社会制度構築に必要な仕組みの1つとして著作物コンテンツの真正性認証に関する調査研究を進め、報告書を発行した。 ・ 民間事業者において、法制度については日本民間放送連盟知的所有権対策委員会で検討を行っており、これに参画している。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。 ・ 2006年の同分科会法制問題小委員会で本項目について検討を行い、「共有著作権に係る制度の整備」については、12月に「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(私的複製・共有関係及び各ワーキングチームにおける検討結果)報告書」を取りまとめた。 ・ 「利用権」及びライセンスの保護に係る制度整備等について、同小委員会の下に設けられた、契約・利用ワーキングチームにおいて検討を開始した。 (文部科学省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、必要に応じて検討を進める。関係団体、民間事業者において、政府における検討に適宜協力する。 	

- ・ デジタルコンテンツ協会において、原本保証モデル、証書発行モデル、安全安心フリーカルチャモデルについて概要設計と実現課題の抽出し、著作物コンテンツの真正性ビジネスの可能性、妥当性を評価する。

(政府)

- ・ 「共有著作権に係る制度の整備」については上記法制問題小委員会報告書を踏まえ、2007年1月に著作権分科会報告書として取りまとめられる。
- ・ その他の事項に関しては引き続き検討する。(文部科学省)

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(3) 著作権に係る課題を解決する</p> <p>技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象について結論を得る</p>
政策項目	<p>コンテンツを適切に保護し、その流通の一層の円滑化を図るとともに、技術的保護手段の有用性を担保するため、不正競争防止法上の技術的制限手段回避機器の譲渡に関する差止措置等の活用について周知徹底を図るとともに、接続管理（アクセスコントロール）回避行為への刑事罰の導入等について、将来の管理技術開発への影響等を踏まえつつ、法的措置の必要性の有無について、2006年度も引き続き検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上デジタル放送に関わる「コピーワンス」については、2004年より情報通信審議会において機器メーカー、放送事業者、視聴者、流通業者等と交え検討を行い、第2次中間答申（2005年7月）、第3次中間答申（2006年8月）をとりまとめた。（総務省） ・ 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象の拡大の議論・動向を引き続き注視した。（法務省） ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」を取りまとめた。 ・ 2006年1月に文化審議会著作権分科会において、当分の間は技術的動向を見守りつつ、2007年を目途に検討の結果を取りまとめるものとする報告書を取りまとめた。（文部科学省） ・ 電子情報技術産業協会等の関係者と検討を行った。（経済産業省） <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p>	

- ・ 日本経済団体連合会において、必要に応じて検討を進める。関係団体、民間事業者において、政府における検討に適宜協力する。

(政府)

- ・ 地上デジタル放送等におけるコピー制御について、引き続き、関係者間で検討を行う。(関係府省)
- ・ 関係省庁として、技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象の拡大の議論・動向を引き続き注視するとともに、必要な協議等に応じる。(法務省)

分野	3. ビジネス大国を実現する (4) 統計資料を整備する
政策項目	我が国のコンテンツに関する統計を精緻化し、諸外国の統計とも比較可能なものとするため、2006年度中に、統一的な統計資料を取りまとめ、公表する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、日本のコンテンツ産業及びデジタルコンテンツの市場規模や動向、各国(日本・アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・台湾)のコンテンツ市場比較等の調査研究を行った。 ・ デジタルコンテンツ協会において、コンテンツ市場規模、デジタルコンテンツ市場規模を調査し、公表した。また、こうした定量分析に加え、トピックス等定性分析を加え、『デジタルコンテンツ白書2006』を発行するとともに、同白書のサマライズ版の日本語版及び英語版を作成し、広く配布した。 ・ 日本レコード協会において、IFPI(国際レコード産業連盟)と連動して急成長を遂げる音楽配信事業の産業統計作りに着手。2005年6月から四半期単位で実績を公表した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年6月に発表した「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」において、調査対象及び範囲を従来より明確に表示することにより、他の統計との比較を容易にした。(総務省) ・ 関係団体と連携し、国内外で使われているコンテンツに関する統計資料について、データや定義を整理。これを踏まえ、2006年8月に、我が国のコンテンツ市場規模等を「デジタルコンテンツ白書2006」において公表した。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ協会において、より精緻なデジタルコンテンツ白書2007の発行に向け、調査を実施中。諸外国のコンテンツ産業統計についても統一基準から比較研究できるよう、海外統計に集中した調査研究を実施す 	

る。

- ・ 民間関係団体において、コンテンツに関する統計の整備に努めるとともに、必要な情報を政府に提供する。

(政府)

- ・ 今後も引き続き、同様の取組を推進する。(総務省)
- ・ 各国の市場規模の比較が、更に容易・正確にできるよう、2006年度中に、統一的な基準による統計の収集を実施し、諸外国のコンテンツ市場の動向等を調査・分析する。(経済産業省)

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(5) ライブエンターテインメントを振興する</p> <p>業界の近代化・合理化を支援する</p>
政策項目	<p>2006年度からライブエンターテインメントに関する「出演契約に関するガイドライン」を周知するとともに、出演契約書のひな形の作成や舞台出演契約締結の徹底など、業界の自主的取組を奨励する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者において、エンターテインメント・コンテンツ産業部会ライブ・エンターテインメント分科会にて、出演契約に関するガイドラインを策定した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツ制作者と流通事業者間の契約形態の実態把握について、関係団体等の取組に協力した。(文部科学省) ・ 産業界のニーズ等に関して、意見交換を実施した。(経済産業省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体、民間事業者において、引き続き自主的な取組を進める。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必業界団体等へのガイドラインの周知等、必要に応じ、関係団体等の取組に適切に協力する。(関係府省) 	

分野	<p>3 . ビジネス大国を実現する</p> <p>(5) ライブエンターテインメントを振興する 集積化に向けた取組を奨励し、観光との連携を進める</p>
政策項目	<p>2006年度も引き続き、ホール・劇場・映画館等の集積化などに向けた関係者の自主的な取組を奨励、支援する。また、地域・観光情報を含めたライブエンターテインメントのシアターカレンダーの定期刊行化等、観光との連携に関する関係者の自主的な取組を奨励、支援する。</p>
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p>	
<p>集中改革期間における取組実績</p>	
<p>(民間)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、2005年3月、2006年4月に、ライブエンターテインメント産業の振興に向けた課題を整理し報告書に取りまとめた。2005年6月に、観光産業の振興に関する提言をとりまとめ、ライブ・エンターテインメントとの連携の重要性を指摘した。2006年1月、「TOKYO THEATRE GUIDE」テスト版を発行した。2006年9月、ソウルにて日韓観光協力会議を開催し、エンターテインメント・コンテンツと観光との連携について議論した。 ・ 民間事業者において、各地の自社関連施設において、各種映画祭を開催した。 	
<p>(政府)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2003年度から映画配給者と上映事業者間の仲介システムを活用したデジタルシネマの上映事業を実施し、劇場以外での上映回数の増加に大きく寄与してきた。(経済産業省) ・ 我が国のライブエンターテインメントを活用した外国人観光客拡大方策を検討、地域の自主的な取組み(情報発信等) を支援した。(国土交通省) 	
<p>今後の取組</p>	
<p>(民間)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、観光との連携やライブエンターテインメントの集積化に向け必要な取組を進める。 ・ 民間事業者において、国土交通省との連携により、秋葉原の外国人観光客誘致促進プロジェクトを実施する。 ・ 民間事業者において、各地の自社関連施設における各種映画祭を、引き続き 	

開催する。

(政府)

- ・ 必要に応じ、関係省庁の取組に協力するとともに、関係者からの相談等があった場合には適切に対応する。(文部科学省)
- ・ デジタルシネマの上映事業の自主運営に伴い、今後は民間の取組を支援していく。(経済産業省)
- ・ 日本の伝統芸能を活用した訪日外国人増加方策として、日本のライブエンターテイメント情報を効果的に英語で紹介するパンフレットを作成し、観光案内所、ホテル、旅館、プレイガイド、劇場等における配布等を通じ、広報を図る。(国土交通省)

分野	3 . ビジネス大国を実現する (6) 地方のコンテンツ産業を振興する
政策項目	2006年度も引き続き、海外からの積極的なロケの受入、地域での上映イベントの開催など、観光産業を始めとした地域の産業とコンテンツが一体となった取組を支援し、地域の文化や特殊性をいかした魅力あるコンテンツ産業を振興する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 >	
集中改革期間における取組実績	
(民間)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、2005年6月に、観光産業の振興に関する提言をとりまとめ、ライブ・エンターテインメントとの連携の重要性を指摘した。また、2006年9月に、日韓観光協力会議を韓国にて開催し、エンターテインメント・コンテンツと観光の連携について議論した。 ・ デジタルコンテンツ協会において、インターネット上でコンテンツホルダーと上映者をマッチングし、成立した上映会に対して低価格でデジタル機材を貸し出す「みんなのムービープロジェクト」を実施することで、地域の公共ホール等におけるデジタル上映を振興した。 ・ 民間事業者において、各地の自社関連施設において、各種映画祭を開催。 ・ 民間事業者において、「東京国際アニメフェア」と「練馬アニメーションフェスティバル in 大泉」の実行委員を務め、積極的に協力した。 ・ 民間事業者において、東京都のシティーセールスに参加。アニメを通じて、東京の魅力を訴えることに協力した。 	
(政府)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における映像コンテンツ制作や、ロケの受け入れ体制の整備に対する取組を推奨。地域と制作者のシンポジウムや、地域で製作された映画の上映会を実施した。2005年度より東京国際映画祭でのロケーションマーケットにおいて、魅力ある地域のロケ環境を紹介し、コンテンツと地域振興の連携を図った。(経済産業省) 	
今後の取組	
(民間)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 映像産業振興機構において、国際コンテンツカーニバルを通じて、地域の産業とコンテンツが一体となった取組や、地域の文化や特殊性をいかした魅力あるコンテンツ産業の振興に努める。 	

- ・ デジタルコンテンツ協会において、「みんなのムービープロジェクト」を引き続き実施する。
- ・ 関係団体、民間事業者において、適宜観光産業をはじめとした地域の産業とコンテンツが一体となる取組を進める。

(政府)

- ・ 引き続き、魅力ある地域のロケ環境を紹介するとともに、コンテンツと地域振興の連携の方策を検討する。(経済産業省)

分野	4．改革のロードマップを実現する
政策項目	2006年度末までの「集中改革期間」における改革を実効あるものとするため、関係府省の取組の促進を図るとともに、「コンテンツビジネス改革のロードマップ」に従って、2006年度中に目標の達成状況の評価を行い、その結果を今後の取組に反映する。
<p><取組・施策の内容及び実施予定></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、コンテンツ・ビジネス改革のロードマップの策定、改訂にあたり、民間部分のとりまとめを行った。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合科学技術会議で「知的財産戦略について」(2006年5月)としてとりまとめた。(総合科学技術会議) ・ 都道府県警察において、万引きの検挙状況等をふまえ、中学生に対する万引きに関するアンケートの実施結果をとりまとめたパンフレットを作成し、都道府県内の関係機関、事業者等へ配布した。 ・ 都道府県警察において、万引き防止を目的としたシンポジウムや連絡会議等を開催し、都道府県内の関係機関、事業者等と情報交換、意見交換を行った。 ・ 関係業界に対し、万引きの現状に関する情報を提供し自主防犯対策の一層の推進を働きかけたほか、書店における万引きの被害品である書籍を、古物商たるいわゆる新古書店が買い取っていることが万引きを助長しているとの指摘があることから、その実態を把握するため、万引きの被害に係る書籍等の処分状況等に関する調査を実施した。 ・ 全国万引犯罪防止機構が行う全国万引実態調査について、その自主的な取組を支援した。 ・ 映画口ケーション等に関する道路使用許可については、都道府県警察に対して2004年3月18日付けで通達を発出し、地域活性化に資する映画口ケーション等に伴う道路使用許可の許可申請にあたり、適切な助言・情報提供等を行うとともに、実施主体と地域住民等との調整・合意形成の円滑化を図るための措置を講じているほか、2006年7月11日付けで劇用車(道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルへの登録を受けていない自動車等であって劇中において使用するもの。)を使用する映画口ケーション 	

ョン等の申請手続の円滑化に関する通達を発出し、道路上における映画ロケーション等が円滑に実現するよう支援した。

- ・ 2005年中は、全国で約1万7千件の映画ロケーション等に対して道路使用を許可した。(警察庁)
- ・ 日本政策投資銀行において、2004年度に創設された知的財産有効活用支援事業制度を活用した融資を行い、かかる取組みをディスクロージャー誌で公表する等により促進を図った。(財務省)
- ・ 「コンテンツビジネス改革のロードマップ」の策定、改訂に協力するとともに、当省の取組を推進した。(関係府省)

今後の取組

(民間)

- ・ 日本経済団体連合会において、政府の取組に適宜協力する。

(政府)

- ・ 引き続き、万引きや少年非行の実態等の情報提供を行うなどして、万引きを防止するための関係業界による自主的な取組みを支援する。
- ・ 引き続き、全国万引犯罪防止機構等の関係団体と情報交換等を行い、その自主的な取組を支援する。
- ・ 引き続き、都道府県警察に対して、道路上における映画ロケーション等が円滑に実現されるよう、両通達の趣旨に基づいた運用に配慮するよう指導する。(警察庁)
- ・ 今後の状況を踏まえ、必要に応じ対応していく。(関係府省)

分野	5 . コンテンツ促進法を的確に運用する
政策項目	2004年6月に施行されたコンテンツ促進法について、205年度も引き続き、同法を的確に運用するとともに、同法の施行状況を評価し、必要に応じ見直しを行う。また、同法第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、2006年度も引き続き、同制度の積極的な利用を推進する。
<p>< 取組・施策の内容及び実施予定 ></p> <p>集中改革期間における取組実績</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、エンターテインメント・コンテンツ産業部会を中心にコンテンツ産業の振興方策について検討を行った。 ・ 日本経済団体連合会において、知的財産推進計画の策定に向け提言をとりまとめ、政府与党関係方面にその実現を働きかけた。 ・ 日本経済団体連合会において、コンテンツ促進法の実現に協力した。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「コンテンツ版バイ・ドール制度」の周知を進め、各省庁における取組状況の調査を行った。(内閣官房) ・ 2005年度には、「コンテンツ版バイ・ドール制度」を適用した契約が、人材育成プログラム、キャンペーンキャラクター等合計146件に上った。(関係府省) <p>今後の取組</p> <p>(民間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会において、政府の取組に適宜協力する。 ・ 民間関係団体、民間事業者において、コンテンツ促進法の趣旨に踏まえ、コンテンツ産業の振興に向けて取り組むとともに、さらなる課題の整理と必要な措置について政府に対して積極的に提言を行う。 <p>(政府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、コンテンツ促進法を的確に運用する。(関係府省) 	